

其の媒介により、適當なる船主を見出し得べく、従つて契約證書の如きも、皆其の手により作成せられ、船主備船者各署名の上、其の正本を周旋人の許に止め、兩者は其の副状をのみ所持する習慣あるも、本邦に在りては周旋人の制度充分に發達せず、當事者間に二通の契約書を作り、各自一通を所持するを常とす。

記載事項

今備船契約に於て締結し該證書中に明記すべき主なる事項を擧ぐれば左の如し。

- 一 契約當事者の氏名
- 二 船舶の名稱、種類、噸數、現在地
- 三 航路備船の場合には航路、定期備船の場合には其の期間
- 四 運賃
運賃は定期備船に在りては、一ヶ月、若くば定期毎に、總噸數一噸に就き若干と定め、航路備船に在りては、引渡貨物の一噸に就き、幾許と定むる場合と、甲港より乙港に至る全部の運賃を一括して定むる場合とあり。後の場合を「ランプ、サムフレート」(Lump sum freight)と云ふ。而して備船されたる船舶の積載噸數は、豫め船長より備船者に通知し、之に滿つる丈の貨物を準備せしめ、若し滿載に至らず多少の空所を生じるときは、其の部に對しても運賃を支拂はざるべからず、之れを「デッド、フレート」(Dead freight)と謂ふ。尤も海外諸國に於ては豫定噸數の四十分の一(佛國)廿分の一(瑞典)等一定の範圍内に於ける不足分に付ては、之を課せざるの法規あり且つ港により、種々慣習を異にす。
- 五 積荷の品名 主として航路備船に於て行はる。
- 六 船積陸揚期間 (Lay day)

航路備船の際積荷の積込及び陸揚に要する期間を豫め取極め置く必要あり。而して此の期間は港の善惡、積荷の性質により一定せずと雖も、通例十五日間を以てし、其の計算は不可抗力に因り、船積若くは陸揚を爲すこと能はざる日を除き、船主が船積陸揚に必要な準備の整頓せるを待ち、遲滞無く其の旨を備船者又は荷受人に通知したる日の翌日より起算するものとす(商法五百九十四條六百五條)、然れども其の旨を明に契約書中に記入するを得策とす。例へば英語の Weather working days が天候不良にして荷役し能はざるの日を除くことを意味するが如し。其の他港の習慣によりて日曜祭日を除く場合あり (Sundays and holidays excepted) と雖も、通常は経過日數 (Running days) によるものとす。(此の場合には天候不良の日を除かる)

- 七 日數超過増拂金 (Demurrage) 及び日數節約割戻金 (Dispatch money)
之れ實際の船積陸揚延引して豫定の船積陸揚期間を超過したるときに支拂ふべき増拂金及び之を節約したるときに得るべき割戻金也。

- 八 石炭其の他の費用の負擔
定期備船に在りても、船員の給料、船體保險料等は、固より船主の負擔たるも、石炭の如きは、備船者の負擔たる場合多し。故に其の關係を明記すべし。

- 九 周旋人手數料 (Brokerage)
船舶周旋人に支拂ふべき手數料は運賃の五分乃至七分なりとす。然れども本邦に於ては周旋人に依る場合少し。右の外船主の責任、共同海損の處分法等、必要なる條項を記載し、且つ作成の年月日を記し當事者互に署名するは雛形に示すが如し。

印紙

航路備船契約證書

今般備船者 と船船所有者 との間に於て航路備船契約を締結すること左の如し

第一條 船船所有者は汽船、此登簿總噸數、船長、を以て、港より、港に至る運送を備船者の爲に行ふことを約諾す但運賃の割合は總噸數又は引渡貨物、に付、と定む

第二條 船船所有者は發航の當時船船が航海に適することを擔保す

第三條 船船所有者は昭和、年月、日、港に於て備船者の命する運送品の船積を始むへし

第四條 船船所有者船長及其他の代人は備船者の承諾を経ずして一切運送品を船積し又は旅客を乗船せしむることを得ず

第五條 船船發航準備の爲に必要な時は船長の請求により金、を限り備船者より前貸すへし船長は右金額を受取りたるときは年利率、の割合にて元利合算せる受取證を備船者に交付し且右金額は備船者の支拂ふべき運賃より差引決算すへし

第六條 船船所有者又は船長は船か船積港に到達の豫定日より、時間前までに其旨備船者に電報すへし若し此約定を怠るときは備船者は之を爲に船積を遅延することあるも備船者は此契約を履行せざるものと見做されざるへし

第七條 船積及び陸揚の期間は、日と定め船船所有主又は船長か船積又は陸積の準備整頓したる旨備船者又は荷受人に通知を發したる日の翌日より起算すへし但し不可抗力によりて船積又は陸揚をなすこと能はざる日は之を算入せざるものとす

第八條 船積陸揚期間を經過したる後に船積又は陸揚をなしたるときは船船所有者は備船者又は荷受人に向て一日に付金の割合を以て日數超過増拂金を請求し又若し其期間よりも短き日數を以て船積及び陸揚を了はりたるときは一日

に付金の割合を以て日數節約割戻金を支拂ふへし

第九條 船長は時宜により水先案内を使用し又使用せざ拂ることあるへし又救授救助避難其の他の事由の爲に豫定の航路若くは航海の順序を變更することあるへし

第十條 船船所有者は時宜により略同様の噸數にして且同等の船船を以て第一條に記載せる船船に代用することあるへし

第十一條 船船所有者は左記の損失及損害の責に任せず

不可抗力、海上河上其他水上に於ける遭難、船長又は海員の悪行、敵兵、海賊、戦亂、強盜、法律上の強留抑止、一揆又は同盟罷工、捕獲、差押、檢束等により生ずる損害

水先案内、船員其他船船所有者、使用人の過失怠慢又は錯誤により生したる火災、衝突、坐礁、破裂、機關器具の破損により生ずる損害、腐敗、磨擦、變更、濕氣、其他運送品の性質又は荷造の不完全より生ずる損害、虫害、鼠害等動植物昆蟲の爲に生ずる損害

第十二條 共同海損は凡て「ヨーク、アントワープ」規定に準據して之を處分するものとす

第十三條 甲板上の積荷に對しては船船所有者は一切其責に任せず

第十四條 運送品に關する船船所有者の責任は運送品を船船に積入したる時に始まり之を陸揚したる時に於て終了するものとす

第十五條 船長は備船者の支拂ふべき運賃及立替金、其他共同海損又は救授救助の爲に備船者の負擔すべき金額に對し運送品を留置することを得又裁判所の許可を得て之を競賣に付することあるへし
右の條々協議約定の上本證書を二通を作り各一通を所持する者也

年 月 日

備船者 氏 名
船船所有者 氏 名

第五節 運賃

第一款 運賃の決定

船舶運賃の決定せらるゝ事情は、鐵道運賃の場合と毫も異なること無く、需要者の利益及び購買力を最高限とし、企業の生産費、即ち運送に要する費用を最低限として、其の兩者間の或る一點に於て定まること、一般物價の決定せらるゝと同一の原則に基く。而して其の最高限即ち經濟上の所謂運送の價値が(一)運送の距離(二)運送品の代價(三)運送品需要の程度(四)運送品産出の状態(五)運送品の重量及び容積(六)旅客の受くる利益及び快樂等により影響せられ、最低限たる運送費用が(一)牽引費(二)資本の利子及び消却費(三)運搬具の保存費用(四)給料其の他の營業費によりて定まるとも、亦全く鐵道運賃に異なる所なし。而も斯くの如く一般經費を算し運賃の最低限たる基礎を定むることは敢て困難なりとせざるも、個々の運送品に付き所要經費を算定することは容易の業にあらず。蓋し個々の運送品の運送に要する所謂特別經費は種々複雑なる事情により左右せらるゝを以てなり。今其の事情を擧ぐれば左の如し。

一 大口の貨物は幾多小口の貨物に比し、重量同一なるも荷捌其の他の勞費比較的に少し。

二 貨物の種類により取扱の難易あり従つて勞費に多少を生ず。

三 貨物の種類により同一空所に多量を積み得ると否らざるとあり、例へば一般雜貨は石炭に比し多量を積載し得るが如し。

右の如き事情の多々存在することは、陸海共に同一なるも、別けて船舶の積載に就きて關係複雑せるを見る。

加之鐵道運賃は概して獨占的に決定せらるゝに反し、海運運賃は當業者が種々の方面より絶えず競争を受くるを以て、高低上下頻繁に行はるゝを見る。即ち

一 海運の通路たる水路は元來獨占的のものにあらず。

二 内外の同業者間に盛なる競争行はれ、殊に現今各國共大に海運業の獎勵に力むるを以て、當業者は常に強力なる外國同業者の競争を受く。

三 加之沿岸航路に在りては常に鐵道と競争せざるべからず。

斯くの如く一方に於て、同業者の競争あり、他方に於て需要の消長常無きを以て、海運業の運賃は鐵道運賃に比し、頗る繁劇に變動するを見る。殊に其の著しき實例は倫敦に於ける運賃市場(Freight market)の成立にして、恰も一般物價市場の如く日々運賃の相場を立つる市場を現出するに至れり。

第二款 運賃の計算

運賃の決定

鐵道運賃と海運賃との比較

運賃市場

運賃の計
算

重量品と
輕量品

旅客運賃の計算は頗る簡單なれば特に説述の要なきも、貨物運賃に就ては然らざるものあり、即ち其の計算標準は貨物の種類により、重量による場合と、容積による場合とに分る、前者の單位は二千封度、即ち二百四十貫目の重量を以てする所謂重量噸にして之に依る貨物を重量品と稱し、後者の單位は四十立方尺を以てせる所謂容積噸にして之に依る貨物を輕量品と稱す。而して此の重量品輕量品の區別は英國の慣習に依れば、四十立方尺に付き、十五「ハンドレッドウヰキート」を超過するものを重量品とし、之に満たざるものを輕量品となせり。我が國に於ても略之に倣ふて積荷を類別す。然れども金銀、貨幣若くは絹布の如き高價品は凡て其の原價に據る。

然れども右の外實際上行はるゝ計算の標準は甚だ複雑を極め、或は個數によること、例へば石油の一函、紡績糸の一俵、蜜柑の一箱「セメント」の一函に於けるが如きあり。或は普通の樹目を標準とすること、米穀の百石を單位とするが如きあり、或は本邦從來の習慣により一才即ち一立方尺によること本邦一般雜貨に於けるが如きあり、或は支那の「ピクル」即ち我が百斤により、或は北海道海産物たる昆布及び肥料が四十貫を百石と稱し、鮭鱒の如きは六千本を百石と稱し、各運賃の單位とする等、實に千差萬別なり。

契約運賃は一切割引又は値引を爲さざるを原則とするも、商略上相當の割戻を爲すは各國一般

運賃の割
戻

押目
「カスリ」

の慣例也。之を賃運割戻金 (Return commission, or Rebate) と謂ふ。之に約定戻と臨時戻との別あり、前者は或る荷主の勘定に屬する一年の終に於ける總運賃高に對し、豫め契約を以て定めたる定率を割戻すものにして、後者は契約によらず荷受主が貨物を受取りたる後、示談にて行ふ所のもの也。而して我が國に於ては幸にして此の風習未だ盛行はれずと雖も引取りたる積荷を秤量する際に、多少の量目を減じて割引と同一の結果を生ぜしむることあり之を「押目」と唱ふ。然るに回漕業者によりては、契約運賃の外に、種々の名稱の下に所謂「カスリ」を取ることあり。即ち到着港に於て、荷受主に貨物を引渡すに當りて請求する持込賃、積込地に於てする引取賃等にして、此等は通常附爲替として知らるゝも、主として素人筋の積荷若くは社外船に行はるゝに過ぎず。海外に於ても、曾て運賃の外に「ブライメージ」を支拂ふ習慣ありしが、現今廢滅に歸せり。

第六節 海運業の經營

第一款 物品運送

積荷が船積せられ陸揚せらるゝ迄に要する手續の大要を述べれば左の如し。

物品運送
手續

第一 船積に要する準備

船積の準備は船主荷主双方に於て之を整へざるべからず。先づ船主の側より之を見るに、船舶出帆の日取を新聞廣告其の他の方法を以て、廣く公衆に告げ知らしむべし。尤も定期航海船又は郵便船の如きは、一定の日を以て出帆するも、其の他貨物の滿載を待ちて出帆する一般船舶にありては、其の時々に出帆日を豫告して貨物の蒐集を便ならしむべし。而して此の貨物の蒐集を爲すには通常回漕問屋の手を経るを得策とす。次に荷主に於ても回漕問屋に就き運賃の低廉なる船舶を撰むを便とす。蓋し海運運賃の變動甚しきは前に述ぶるか如きものなるを以て、殊更意を用ふるの必要あれば也。同時に其の荷造を堅牢にし、荷印及び番號を明記する等、荷送人として充分の注意及び責任を全ふするに力むべく、斯くして直接に若くは問屋を経て、出荷の申込を爲すべし。

第二 出荷申込

荷主直接に之を申込むときは出荷申込書に船名、仕向港、貨物の荷印、品名、個數、原價及び荷受人の氏名等を明記し、之に貨物を添え送り狀と共に運送者に差出すべし。

第三 貨物の検査及び積入

船積指圖書と船員受取書

運送者は申込を受くるときは、荷主と立合の上貨物を取調べ、其の重量又は容積を検し、且つ運賃を計算し、進んで積入の手續を爲すべし。即ち通常「川送り書」又は船積指圖書 (shipping order) と稱する船積命令書に必要な事項を記入し、積荷を添え、船長に宛て、之が積入を船艀其の他の方法にて傳達すれば、船長は之を検し、何等の不都合を認めざるときは、貨物を積入れ、船員受取書 (Mates Receipt) を作りて、運送者即ち店部に交付す。尤も積荷に何等かの故障を發見したるときは、其の旨を受取書中に摘記するものとす。

第四 船荷證券の發行交付

積荷受取書により、無事船積を了したることを知れる運送者は直に船荷證券を作成して荷主に交付すべし。而して其の發行員數は荷主の希望に據る。

第五 積荷運賃明細目録の作成

積込を終了したるとき、運送者は積荷運賃明細目録、俗稱「手板」なるものを作るべし。之は適法に運送を引受けたる貨物の明細書にして、之に掲載無き貨物を積載するときは法定の制裁を受くべし。而して通例陸揚港別けとして三通を作り、一通は本船に送り、一通は到着港の代理店に送付し一通は手元に止む(商法五百六十二條關稅)。

積荷運賃明細目録

第六 積付 (Stowage)

貨物積付の巧拙は獨り荷捌の便否積載高の多少に影響するのみならず、船舶航行の安否にも關するものなれば、船主は深甚の注意を致すべく、寧ろ此の積付なる技術を専門とする「ステヴェドリア」(Stevadore.)をして其の任に當らしむるを得策とす。

第七 陸揚

法律によれば船舶陸揚港に到着するときは、船長は貨物陸揚の準備整へ次第、遲滯無く、其の旨を荷受人に通知し、荷受人をして自己の指圖の下に、貨物の陸揚に着手せしむるを要す(南法六、百五條)。然れども實際に於ては陸揚港の代理店若くは本支店は船積港より送致せられたる積荷運賃明細目録により豫め着荷日取を荷受人又は荷捌を業とする者に傳達して注意を與へ、愈着荷の上船荷證券と引換に、之を引渡すものとす。積荷の引渡は本船に於てなすを原則とすれども、船荷證券の特約條項により、本船外に於てなすことあり。何れの場合にせよ貨物を引渡すに當りては、荷受人より運賃、附隨の費用、立替金及び運送品の價格に應じ、共同海損、救援又は救助の爲め負擔すべき金額の支拂を請求すべく、之を支拂はざるときは運送品を留置することを得べし。尤も運賃の支拂に就ては、向拂と前拂とありて、既に前拂を爲したるときは其の要なし。

第二款 旅客運送

第一 乗船切符 (Passenger ticket)

旅客は先づ相當の運賃を支拂ひて乗船切符を求めざるべからず。乗船切符に記名式と無記名式とあり。記名式のもの他人に讓渡するとを得ず。記名式の切符の表面には旅客の氏名、乗船地、及び上陸地、旅客の等級、乗込むべき船舶及び寢床の番號、受領したる運送賃、切符發行者、發行地、年月日等を記入し、裏面には例へば(一)切符の効力は其の記名せる旅客に限り、且つ其の指示する航海に限ること(二)天災其他不可抗力の爲に生じたる航海の遅延若くは停船の影響、檢疫に關する費用等の如き損害に對し、船主其の責を負はざること(三)乗船下船又は乗替の費用(船賃)は旅客自辨のこと(四)手荷物制限、其の保管及び責任等を記載す。

第二 旅客の權利義務

旅客の權利は(一)運送を受くること(二)航海中食料を得ること(三)航海の途中に於ける船舶修繕中、住居及び食料の供給を受くること(四)天災等の爲航海を遅延したるときは食料を得ること(五)船主又は船員の不注意に原因する損害の賠償を受くること(六)一定の制限内に於て、手荷物の無償運送を受くること等にして、其の義務は(一)運送賃を支拂ふこと(但し發航前に運送

契約を解除せんとせば運送賃の半額を支拂ふを要す、尤も慣習上一割を支拂はしむることゝなれり)(二) 出帆前に乗船すべきこと(三) 船内の規律を守り、非常の際船務に助力すべきこと等なり。

第三 旅客運送に要する設備

旅客運送に付き先づ定むべきは旅客定員の事にして、之れ船舶の大小によりて決せらる。船舶検査法施行細則によれば普通旅客一人に要する船室容量は左の如し。

旅客運送に要する設備

| 等級 | 上層旅客甲板以上ノ場所 | | 下層旅客甲板 | | |
|------|-------------|---|---|--|--|
| | 面積 | 容積 | 面積 | 容積 | |
| 路航洋遠 | 一等室 | 一 等及二 等室ハ 寢室ノ 數ニ依 ル 但シ面 積ハ二 平方呎 容積ハ 七十二 立方呎 ナル ヲ要ス | 一 等及二 等室ハ 寢室ニ 依ル 但シ面 積ハ二 平方呎 容積ハ 七十二 立方呎 ナル ヲ要ス | 一 等室ハ 寢室ノ 數ニ依 ル 但シ面 積ハ二 平方呎 容積ハ 七十二 立方呎 ナル ヲ要ス | 一 等室ハ 寢室ノ 數ニ依 ル 但シ面 積ハ二 平方呎 容積ハ 七十二 立方呎 ナル ヲ要ス |
| | 二等室 | 十二平方呎 | 十五平方呎 | 十二平方呎 | 十五平方呎 |
| | 三等室 | 九平方呎 | 十五平方呎 | 九平方呎 | 十五平方呎 |
| 路航海近 | 一等室 | 十二平方呎 | 十二平方呎 | 十二平方呎 | 十二平方呎 |
| | 二等室 | 九平方呎 | 九平方呎 | 九平方呎 | 九平方呎 |
| | 三等室 | 九平方呎 | 九平方呎 | 九平方呎 | 九平方呎 |
| 路航海沿 | 一等室 | 九平方呎 | 九平方呎 | 九平方呎 | 九平方呎 |
| | 二等室 | 九平方呎 | 九平方呎 | 九平方呎 | 九平方呎 |
| | 三等室 | 九平方呎 | 九平方呎 | 九平方呎 | 九平方呎 |

| 路航水平 | | |
|-------|------|--------|
| 一等室 | 二等室 | 三等室 |
| 九平方呎 | 六平方呎 | 四、五平方呎 |
| 十二平方呎 | 九平方呎 | 六平方呎 |
| 十二平方呎 | 九平方呎 | 六平方呎 |

又特別旅客に付きては左の如し。

| 航行豫 | 下層旅客甲板以上ノ場所 | | 下層旅客甲板 | |
|---------|-------------|-------|--------|-------|
| | 面積 | 容積 | 面積 | 容積 |
| 二十四時間未滿 | 五平方呎 | 三十立方呎 | 八平方呎 | 五十立方呎 |
| 二十四時間以上 | 七平方呎 | 四十立方呎 | 十平方呎 | 六十立方呎 |

次に旅客名簿船房規則を設け、船醫を置き、又旅客申告簿を具へて、待遇上の不平を告げしむる等衛生上便宜上充分の注意を施さざるべからず。

第三款 業務分擔

海運業の業務分擔に就きても一定の規矩あるなく、其の規模の大小と業務の性質により便宜に取捨を加へざるべからず。唯茲に其の概要を述ぶるに、其の一般商工業の經營に通有なる事務は之を統轄部、會計課、庶務課及び調度課(倉庫課)等に分ちて擔當せしめ、斯業に固有なるものは、

業務の分擔

船客課貨物課及び技術監督部の三に分つべし。

船客課は専ら旅客運送に關し乗船切符の調製販賣、旅客運賃の制定、計算、記帳、旅客の乗降運送に關する件、その他該運送に關する一切の事項を處理し、貨物課は貨物運送に係る一切の事務を司り、便宜上内航外航の二係に分ち、外航係の如きは更に輸入輸出に小分することあり、貨物運賃の制定、計算、船積及び陸揚に關する事務船荷證券の交付等皆其の範圍に屬す。

次に技術監督部は海運の技術に關する方面の監理に任ずるものにして、殊に船舶並に機關を初め船長以下航海上の技術及び機關の運轉を司る者の監督は其の最も重大なる任務と云ふべし。

第四編 倉庫業

第一章 一般倉庫業

第一節 倉庫業の性質

倉庫業とは他人の爲貨物を倉庫に保管するを目的とする營業なり。然れども倉庫業の目的たる貨物は貨幣有價證券の如き貴重高價のものに非ずして、通例商業取引の目的たる動産即ち學者の所謂大量保管 (Massenlagerung) に適するものならざるべからず。而して之を保管するとは貨物を確實に占有し只管其の原状を維持するの謂にして保管中滅失毀損等の患なからしむる爲善良なる管理者の注意と充分の設備を要すべく其の設備は謂ふ迄も無く倉庫なる一種の貯藏場なり。故に商法は倉庫の建設を以て倉庫業者たるの資格に缺くべからざる要件となせり。

顧ふに商業幼稚の時代に在りては、商人自ら其の商品を貯藏保管せざるべからざりしも、今や倉庫保管を以て營業の目的とする専門業者の出づるに及んで、一般經濟界が爲に蒙る所の利益は

倉庫業の
意義

倉庫業の
經濟上の
機能に於ける

實に尠少なりとせず。蓋し倉庫業の經濟上に於ける機能は左の如き點に顯はるゝを以て也。

一 寄託者に與ふる利益

商人を初め一般寄託者は倉庫の存在するが爲め第一に各自倉庫を建設するの要無く、爲に其の造營修繕に要する費用及び地代、家賃、租税等を節約し、同時に商品の監督者を置き、保管品減少の爲所有倉庫を空置するが如き不經濟を免るゝを得べし。第二に倉庫業者の倉庫は概して完全なる設備を有し、當業者は嚴格なる法定の責任を帯びて保管を引受くるを以て、危険の度を減少するを得べし。第三に倉庫の收容力は該業の進歩と共に益々増加するを以て、商人は充分に之を利用して、取引の擴張を企圖し得べし。第四に倉庫業者の發行に係る倉庫證券を利用して、容易に金融の便を享くるを得べし。

二 寄託貨物需要者に與ふる利益

倉庫業の繁榮は即ち其の地商業の繁榮を意味す。何となれば凡百の貨物が安全便宜なる一箇所に集中するや、其の需要者は隨意に品種を撰擇し(一)迅速に購買を了することを得べく(二)特に問屋業に對しては、頗る適當なる仕入品の供給所なればなり。

三 銀行業者及び運輸業者等に與ふる利益

倉庫業者は直接商品授受の任に當り、經驗上商品の事情に通ずるを以て保管貨物に附する火災保險價額の如き大體に於て正鵠を期し得るが故に其の發行せる倉庫證券を放資の目的とする銀行業者は安心して之を引受け、一々現物鑑定を爲すの勞を省き(一)、責任の一部を倉庫業者に預ち(二)、放資の範圍を擴張するの利あり(三)。又海陸運輸業者も運送品停滯の不利益を免がれ爲に責任を輕ふするを得べし。

夫れ斯かる機能を發揮する倉庫業も、其の日々の行爲に就で見れば、結局他人の財産を預りては返し、返しては預りつゝあるに過ぎざるものなるが、此の他人の財産を預ると謂ふことは固信用の作用にして、其の裏面には種々なる危険故障の伴ひ易きありて、之が圓滿なる運行上嚴重なる法律の規定を要するあり、否甚しきは倉庫業を以て國有と爲すべしとの論さへ無きに非ずと雖も斯くの如きは極端にして、唯右の預け預りに付き私法上の規律を設くれば足れり。即ち右の預ると言ふ行爲は、法律上の寄託契約に過ぎずして、其の結果倉庫業者が受託者として擔ふべき義務享くべき権利は如何、換言せば倉庫業者の法律上の地位如何は、倉庫業者として最も注意すべき點にして、今我が商法に基き概略を左に記す。

一 倉庫業者は寄託契約の結果寄託者に對し左の如き義務を負ふ。

倉庫業者
の法律上
の地位

倉庫業者
の義務

- a、善良なる管理人の注意を以て、其の寄託物を保管するの義務（商法三百五十三條）
- b、何時にても寄託者の請求により寄託物を返還するの義務（民法六百六十二條）
- c、自己又は其の使用人が寄託物の保管に關し注意を怠らざりしことを證明するに非ざれば、其の滅失又は毀損に付き損害賠償の責を免れざるの義務（商法三百七十六條）
- b、預證券及び質入證券又は倉荷證券を交付するの義務（商法三百五十八條及び三百八十三條ノ二）
- c、寄託者又は證券所持人の請求により、保管貨物の検査、見本摘出、必要處分等を爲すを拒む能はざるの義務（商法三百七十五條）

二 又其の享くる所の権利は左の如し。

- a、保管料の請求權（商法二百七十四條）
- b、保管中に生じたる貨物に對する必要の費用立替金等の請求權（商法三百七十七條）
- c、保管貨物の性質又は瑕疵により倉庫又は其の他の保管貨物に損害を及ぼしたるとき、荷主より之が賠償を求むるの權利（民法六百六十一條）

終りに倉庫業の種類を分つに、之を普通保管倉庫業と保税倉庫業との二となすべし。前者は商法の規定に従つて營業する普通の倉庫業にして、後者は保税倉庫法の規定に従ひ、特に税關長の認可を得て輸入手續未済の貨物を保管するものなり。

第二節 倉庫業の技術的設備

今主として技術的方面より倉庫業に要する設備を観るに、倉庫其の物が該業の生命たるは言を須びざる所にして、當業者は之が地位撰定、建築、構造、取扱等に付き充分なる研究を要す。

第一 倉庫

廣く倉庫と稱せらるるものに二種あり、一を上屋（納屋）（Shed）他を倉庫（Warehouse）と呼ぶ。前者は貨物引取後一時假置の爲に設くるものにして、倉庫業者が陸揚業を兼ねる場合に於て特に必要なり。後者は即ち普通の倉庫にして、永時的に貨物を保管するの目的を有す。故に單に倉庫と呼ぶ時は後者を意味するものとす。

倉庫の地位は開港場、大都會、鐵道の交叉點等、海陸運送の便を具へ、百貨輻輳するが如き地を撰び、而かも其の地代の甚しく不廉ならざるを要す。而して其の建築構造は貨物の安全なる保管所として、世の信用を繋ぎ得る程度に於て、専ら堅牢、強固、便宜を旨とし、一は火災、盜難、震災、雨洩、風化等の災害を豫防し、且つ之に耐抗すべく、一は貨物の搬入搬出を敏活ならしむるを期せざるべからず。而も此の技術は全く工業上の専門に屬するも、今建築上特に注意せ

ざるべからざる二三の要點を掲ぐれば左の如し。

- 一 倉庫の建坪を減じ屋敷を増加すること
- 二 平屋を宜しとし、階上を設けるときは階敷を三階以下に制限すること
- 三 毎倉庫の間を可成多く離隔すべきこと
- 四 止むを得ずして、廣大なる倉庫を建つるときは、中間に隔壁を施して、幾多の小倉庫に分割すること。
- 五 三階四階の昇降段は、倉庫の一隅に設け、特に強壁を設けて、倉庫本部と區別を立つること。
- 六 窓の配置を巧にし燈を用ひずして庫内の出入に便すること。
- 七 窓は他の建物に接し又は面する方面、特に汽車の通路其他危険ありと認むる方面に開くべからざること
- 八 屋上に「スカイライト」等を設けざること
- 九 全體を鐵骨となすを避くること、可成鐵筋「コンクリート」建と爲すこと
- 十 各倉庫に番號を附すること

第二 其の他の設備

倉庫以外の設備としては機械及び特別室を挙げ得べし。機械としては貨物の陸揚に要する起重器(Crane)及び階上階下に貨物を揚卸する引揚器(Hoist)等其の主なるものなるが、近來荷役用の新機械頻々として發明改善せられ、「コンベヤー」「トレーラー」等利用せられ、外に多數の自動車、馬車、舢舨等を備ふるもの少からず。

倉庫以外
の設備

次に特別室としては左の如きものあり

- 一 見本室 (Sample room) 倉庫内に一室を設けて、棚を架し「ショーケース」を設けて出入商品の見本を陳列し、價格、賣主、産地等を明記して、賣買に便ならしむるの制は夙に歐洲諸國の倉庫業者の間に行はる。
- 二 競賣場 各種在庫品の競賣に便する爲特に一室を分つことも内外諸國に行はる。

第三節 倉庫證券

倉庫證券とは倉庫業者が寄託者に對し、保管料を受け一定の場所に於て一定の期間内、或る物品を保管し、且つ之を返還することを約する證券を謂ふ。此の證券は寄託契約の結果、倉庫業者の義務として振出すものにして、我が商法に據れば、預證券 (warehouse receipt) 及び質入證券 (Instrument of pledge) の二枚より成る場合と倉荷證券 (Warrant) の一枚よりなる場合とあり。共に裏書の方法によりて他人に讓渡するを得るものなるが、預證券は賣買の用に供せられ、質入證券は銀行等に付き金融を得るの用に供せらる。又倉荷證券は預證券及び質入證券を併せたるが如き作用あるものとす。

次に倉庫證券は或は之を記名式とし、或は之を指圖式と爲し得べし。即ち前者は此の證券により貨物の返還を請求し得る権利者として、一定の人を其の證券面に指定するものにして、後者は

倉庫證券
の意義

其の一定の人は勿論更に其の指圖を受けたる何人に對しても、右返還の義務を履行する旨を記載せるもの也。然れども有價證券として賣買移轉を自由ならしむるの必要より、我が商法はたとひ記名式の場合にありても、裏書を以て之を讓渡し得ることとなせり。(商法三百六十四條)而して倉庫證券には左の如き事項を記載し倉庫營業者之に署名するを要す。(商法三百五十九條)

- 一 受寄物の種類、品質、數量及び其荷造の種類、個數並に記號。
- 二 寄託者の氏名又は商號。
- 三 保管の場所。
- 四 保管料。
- 五 保管の期間を定めたるときは其期間。
- 六 受寄物を保險に付したるときは保險金額、保險期間及び保險者の氏名又は商號。
- 七 證券の作成地及び其作成年月日。

倉庫證券の發行せらるゝや所持人と發行者即ち倉庫營業者との間には、債權的效力を生じ所持人の爲には物權的效力を生ず。

茲に債權的效力とは倉庫營業者と所持人との間に於ける寄託に關する一切の債權債務が倉庫證券面記載の文言に従つてのみ決定せらるゝことを云ひ、善意の所持人に對し證券記載事項に反す

倉庫證券の債權的效力

倉庫證券の物權的效力

る事項を以て對抗するを得ず。蓋し倉庫證券は文言證券なればなり。

所謂物權的效力とは、此の證券其の物の移轉が證券の目的たる保管貨物其の物の移轉と同一の效力を有するを謂ふ。蓋し倉庫證券の引渡證券たる結果證券の引渡は其の代表する貨物其の物を引渡すと何等異なるなければなり。斯くして該證券は物品の讓渡又は質入を容易敏活ならしむ。

(商法三百六十七條)

次に倉庫證券の裏書さるゝ有様を見るに、預證券と質入證券とか同時に連續のまゝ裏書さるゝ場合と、兩者分離してせらるゝ場合との二あり。前者は證券が未だ一回も質入の用に供せられざる以前に於けるものにして、後者は其の後に於て、預證券と質入證券とが所持人を異にするに至れる状態なりとす。今其の經過を略述せんに、分離前に於ける所持人が金融の便を受くる爲、銀行等に付き該券質入の約諾を得るときは、質入證券に質權者即ち銀行者等の氏名又は商號、債權額、利息、辨濟期、裏書の年月日等を記載し、署名の上之差出せば(商法三百六十七條)質權者は同時に右の債權額、利息、辨濟期を預證券に記載し、署名の上之を債務者に返還し、自らは質入證券のみ所持するを以て常則とす。斯くの如きを第一の質入裏書と稱し、此の場合に於ける銀行者等を第一質權者と唱ふ。第一質權者が更に其の證券を其他任意の人に裏書移轉し得るは勿論、預證券の

みの所持人も賣買其の他の目的を以て、預證券を他人に譲渡し更に同様の手續を以て幾回も轉帳し得べく、結局最後の所持人が券面記載の債權額及び利息を支拂ひ、質入證券を受取り、兩者を合して、寄託物の返還を受くべし。斯くの如きは實に此の對立證券主義の理想なれども、本邦に在つては今に至るまで毫も實際に行はれず、規程全く空文に歸せるが如し。即ち實際に於ては一枚制の倉荷證券のみ(商法三百八十三條ノ二乃至三)一般に行はる。

第四節 倉庫業の經營

第一款 保管貨物

倉庫業を營むに當り豫め定めざるべからざるは、其の引受くべき保管貨物の範圍なりとす。而も其の貨物が大量保管に適するを要すべきは、己に謂ふが如しと雖も、唯斯く謂ふのみにては要領を得ず。進んで如何なる性質を具ふる如何なる貨物を目的とすべきやと云ふに保管貨物は次の如き性質を有せざるべからず。

一 保存性を有すること

保管の目的が物の原狀維持に在りとせば保管貨物が保存性に富まざるべからざるは賭易きの理のみ、所謂保存性とは(一)腐

保管貨物

敗變性し難きこと(二)爆發發火等の危險無きこと(三)惡臭を放たざること(四)容易に破壊し難きこと等の性質を備へざるべからず。

二 取扱に便なること

保管貨物は又取扱に便なるを要す、即ち(一)其の物の容積重量等が過大過小に失せざること(二)荷造不完全等の爲散漫し易きものならざること(三)貨物の性質が動もすれば倉庫又は其の他の物品を損するが如き患なきこと等必要也。

三 適法なること

保管貨物は公正のものたるを要し(一)贓品(二)密輸入品等の庫入に注意せざるべからず。

四 貴重品ならざること

貴重品と稱せらるゝ金銀有價證券等の保管は寧ろ銀行業務の範圍に屬す。

故に倉庫業の目的たる保管物は或は商品たり、或は非商品たり得べきも、主として動産的商品の中に就き其の範圍を定むべし。今我が國の實際に就て之を見るに或は積極的に其の取扱ふべき保管品種を制限すること、例へば某々石油貯庫會社の石油に於ける、某々米倉庫會社の米穀に於けるが如き、其の他營業規則中に判然取扱範圍を限定するが如きあり、或は單に其の取扱はざる除外例をのみ限定するあり。

第二款 入出庫手續

貨物が庫入され、保管され、遂に出庫さるゝ迄の經過を略述すれば左の如し。

寄託申込

第一 寄託申込

貨物の寄託を申込むには、通例倉庫業者が任意に案具せる寄託申込書に貨物の種類、品質、數量、箇數、價格、記號、荷造、證券の所要收數、保管期間、寄託者の住所氏名又は商號を記入し捺印の上差出すべし。而も此等の記入要項は、後に貨物の検査及び倉庫證券發行の基礎となるべきものなれば、事實に相違を生ぜざる様注意すべし。

貨物の引

第二 貨物の引取及び證券交付

申込を受けたる倉庫業者に於て、其の記載項目を收容設備等に参照して支障無きときは、直に收容の場所を指定して貨物の到着に備ふべし。貨物到着の上は申込書に照して現物を検査し、相違無き限りは直に倉庫に收容して倉庫證券を交付すべし。尤も貨物の種類及び寄託主の事情により、一々商法上の證券を授くるを要せず、或は普通の預り證書を以てし、或は通帳を用ゆることあり。

保管

第三 保管

已に引取りたる貨物は之を返還するに至る迄、倉庫業者の責任に歸し、所謂善良なる管理人の注意を以て之を保管するを要す。而して其の保管期間は固より申込の際之を取極むべきも、若し別段の取極を爲さざりしときは、六ヶ月の法定期間満了と共に寄託者に引取らしむるを得べし。又保管期間中は寄託者又は倉庫證券所持人より寄託物の點檢又は其の見本摘出を求め、且つ保存に必要な處分を申出ることあるべし。倉庫業者は營業時間内は何時にも之に應ぜざるべからず。

出庫

第四 出庫

貨物の出庫手續は其の普通の場合に於けると質權附の場合とにより異なれり。普通の場合に於ては其の全部出庫たると、一部出庫たるとを問はず、倉庫證券に特に設くる出庫欄、若くは受取欄に出庫高、年月日、氏名を記載し、捺印の上差出し、相當保管料を支拂ひたる上、返還を受け、一部出庫の場合にありては、倉庫業者の檢印を経たる證券の返還を受くべし。而して保管料は之を出庫の際支拂ふべき筈なれ共、通例出入頻繁なる顧客に對しては、月末一括して其の額を計算徴收するものとす。次に質權附貨物の出庫に就て之を觀るに、全部出庫の場合には債權額全部を銀行に支拂ひ、證券の返還を受け出庫するも、一部出庫の場合には寄託者一部の辨濟を爲せば銀行は豫め倉庫業者と協約せる内出契約に基き、辨濟額に相當する數量に對する質權を解除する旨を倉庫業者に通知する書面を交付す。寄託者即ち債務者は此の書面を倉庫業者に提示

して所記の一部を受取る。此の書面を質権解除通知書と云ふ。勿論一部出庫は同種類にして同一の品質を有し且つ分割することを得べき物品に就きてのみ行はる。(雛形参照)

第三款 業務の分擔

倉庫業の事務は略、左の如き部門に分擔處理せらる。

一 營業部

倉庫業の營業は左の三係に分割するを適當とす。

- 一 倉庫係 貨物寄託申込書の受付、寄託物の検査及び引取、倉庫鎖錠の保管及び倉庫の管理、入出庫に關する事務其の他直接寄託者との交渉を取扱ふ。(現場係を分置し倉庫及び寄託品を取扱はしむるを可とす。)
- 二 帳簿係 總勘定元帳及び保管貨物に關する主要帳簿の記入、保管料の算出保管貨物日計表、月計表の調製、營業報告材料の蒐集等を司る。
- 三 證券係 倉庫證券の作製交付、保管、記帳等を取扱ふ。而して證券發行の際は、證券記載要項及び其の番號等を特に設けたる帳簿に記入し、又證券紛失の際相當の擔保を取り、再交付を爲したるとき、其の旨を記帳すべきは商法の命ずる所也。(三百六十條及三百六十六條)

二 其の他の部門

營業部以外に在りては、現金の出納をのみ司る現金係、文書の往復、倉庫の修繕等を司る庶務係を置くは勿論特に帳簿上の保管品在高と現物との照合検査をのみ司る調査係を置くべし。而

して保管料の高低其他營業全般に關する事務は固より重役支配人に任せざるべからず。

第五節 附隨の業務

現代の倉庫業は單純なる保管機關に非ずして或は其の保管せる貨物の賣買を便ならしめ(賣買機關)或は之を擔保とする金融の便を計り(信用機關)、或は海陸運送器關と協調して貨物の揚卸積替其の他の聯絡を計る(聯絡機關)等種々なる職能を有するものなるを以て、時により場合により種々なる副業を營むを必要とするものなり。

第一 當然倉庫業に附隨すべき營業は左の如し。

- 一 貸庫 貨物の保管に差支無き時期を計り、一定の貸庫料を徴收して、倉庫の全部若くは一部を貸貸するものなり。
- 二 庫移取扱 或る地の倉庫に庫入したる貨物を、他の地に於て受取るの方法にして、之を欲する寄託者は其の旨を倉庫業者に通知し、倉荷證券面に可然記入を受くるを要するは勿論、後日相當の手數料を支拂ふ可し。而して之を爲すには兩地間に營業上の聯絡あるを要するものなり。

- 三 火災保險の取扱 現今本邦の倉庫業者は貨物入庫の際別段の申出無き限りは、凡て之を保險附として取扱ひ、保險料を込めたる保管料を課するものとす。而して之を爲すや、豫め保險會社と特約し自己の名により毎日の保管在高を通知し、特に低廉なる保險料を支拂ひて、所謂包括保險に附す。即ち倉庫業者は一般寄託者に對し、保險代理を爲すものなり。
- 四 出保管 自家倉庫保管者の依頼を受け其の錠を預り倉荷證券を發行するものなり。
 - 第二 其の他兼營を利とする業務頗る多し。少しく左に掲ぐべし。
 - 一 代金及び運賃の取立 寄託者が寄託物を賣却したる場合に、其の證券を倉庫業者に送付して買主より代金の取立を依頼することあり、船主、船長、運送人又は荷送人等より寄託したる荷物の運送賃其の他の費用を現實の所有主より取立るの依頼もあるべし。
 - 二 通關手續取扱 税關に關する手續は隨分繁雜なるものなれば、倉庫業者が特に税關長の免許を得て、税關貨物取扱人と爲り貨主の爲に通關手續を代理することあり。
 - 三 賣買及び融通の周旋 寄託主の請求により、寄託物の賣却を爲し、若くは適當なる銀行者に就き、質入を媒介することあり。
 - 四 競賣 此の業務は英國に於て行はる。寄託者の依頼に依り、競賣の方法を以て寄託物を賣却するものとす。

するものとす。

- 五 陸揚貨物の輻輳する商港に於て揚卸機關たる岩壁、棧橋、起重機、舢舨等を備へて陸揚積込等を行ふことは倉庫の副業として頗る重要な事たり。
- 六 金錢貸付 倉庫業者は自己の發行せる倉庫證券を擔保として資金の貸出をなし、且つ之を他に轉質するとあり、本邦に於ては農業倉庫に於て行はる、以外に廣く行はれず。

(註) 倉庫に就きては拙著倉庫經營論を参照すべし。

第二章 保税倉庫及び保税工場

我が國の保税倉庫は明治三十年保税倉庫法の制定に基因す。其の第一條に據れば、保税倉庫は命令の定むる所に依り内國貨物を藏置することを得るも、主として輸入手數未済の貨物を藏置し、藏置貨物は輸入品と見做されざるものとす。而して此の制度はもと英國の「ボンデッドウェアハウス」(Bonded warehouse) 佛國、和蘭等の「アントルポ」(Entrepot) 等を參照して按出したるものなるが、「アントルポ」「ボンデッドウェアハウス」等に於ては、其の藏置中、貨物の改装、加工、精製、種別等を施すの自由を與ふるも、我が保税倉庫に於ては斯くの如き恩典を與へず、單

保税倉庫
及び保税
工場

に輸入税の支拂を猶豫するに過ぎざりき。然るに明治三十三年の税關假置場法及び四十五年の假置場法により、單に藏置貨物を輸入せざるものと看做すのみならず、藏置中改装仕分、混合、其の手入を爲し且つ之に加工し之を原料として製造を爲すことを得せしむる假置場なるものを制定したり。更に昭和二年保税倉庫法を改正し保税倉庫内に於て貨物の改装仕分其の他の手入を爲すことを認むると同時に舊來の假置場制を改め保税工場となしたり。(同年保税
(工場法))

一 輸入の際に課せらるべき輸入税の支拂を後日出庫の時まで猶豫せらるゝを以て、税金額に對する猶豫期間の利子を節約し得。従つて其の範圍内に於て貨物の代價を低廉ならしむべし。

二 再輸出に際し、戻税を行ふは二重の手續を煩はすものと謂ふ可く、輸入税支拂猶豫の特典を與ふる保税倉庫を以て、其の不便を除去し得べし。

三 輸入者は貨物陸揚後、直に輸入手續を爲すこと無く、後日の模様により輸入若くは積戻等便宜の手段を取るの便あり。

四 在庫中製造加工改装仕分混合手入等種種の便宜を與ふ。

五 多數の外國品を集め所謂通過商業を盛ならしむ。

保税倉庫に官設と私設とあり、官設保税倉庫は税關の管理に屬し、裏書の自由なる預證券を發行し、手数料を徴收して貨物寄託の依頼に應ず。私設保税倉庫は私人の經營に係り、特に保税貨物を取扱ふが爲政府の監督を受く。

| 第 | 號 | 期保 | 問管 | 入庫日 | 年 | 月 | 日 | 摘要 |
|---|-----|----|----|-----|----|---|---|------------|
| 一 | 主託寄 | 荷記 | 數 | 量 | 平均 | 個 | 日 | 金額 |
| | | | | | | | | 保險 |
| | | | | | | | | 自入庫日 至 出庫日 |

前記の貨物券面の約條に從は正に相預り候寄託主又人指圖人へ本認
 照券記之貨物券面之約條に從は正に相預り候寄託主又人指圖人へ本認
 昭和九年四月廿五日
 倉庫株式會社

約條

一 寄託主及預證券並ニ各條項の責任を負擔し、鼠咬盗竊等及中當會社中當會社員其の他拒絶ノ責任を負擔し、鼠咬盗竊等及中當會社中當會社員其の他拒絶ノ責任を負擔す

二 氣候變遷強弱及鼠咬盗竊等及中當會社中當會社員其の他拒絶ノ責任を負擔し、鼠咬盗竊等及中當會社中當會社員其の他拒絶ノ責任を負擔す

三 寄託主及預證券並ニ各條項の責任を負擔し、鼠咬盗竊等及中當會社中當會社員其の他拒絶ノ責任を負擔し、鼠咬盗竊等及中當會社中當會社員其の他拒絶ノ責任を負擔す

四 寄託主及預證券並ニ各條項の責任を負擔し、鼠咬盗竊等及中當會社中當會社員其の他拒絶ノ責任を負擔し、鼠咬盗竊等及中當會社中當會社員其の他拒絶ノ責任を負擔す

五 寄託主及預證券並ニ各條項の責任を負擔し、鼠咬盗竊等及中當會社中當會社員其の他拒絶ノ責任を負擔し、鼠咬盗竊等及中當會社中當會社員其の他拒絶ノ責任を負擔す

六 寄託主及預證券並ニ各條項の責任を負擔し、鼠咬盗竊等及中當會社中當會社員其の他拒絶ノ責任を負擔し、鼠咬盗竊等及中當會社中當會社員其の他拒絶ノ責任を負擔す

七 寄託主及預證券並ニ各條項の責任を負擔し、鼠咬盗竊等及中當會社中當會社員其の他拒絶ノ責任を負擔し、鼠咬盗竊等及中當會社中當會社員其の他拒絶ノ責任を負擔す

八 寄託主及預證券並ニ各條項の責任を負擔し、鼠咬盗竊等及中當會社中當會社員其の他拒絶ノ責任を負擔し、鼠咬盗竊等及中當會社中當會社員其の他拒絶ノ責任を負擔す

九 寄託主及預證券並ニ各條項の責任を負擔し、鼠咬盗竊等及中當會社中當會社員其の他拒絶ノ責任を負擔し、鼠咬盗竊等及中當會社中當會社員其の他拒絶ノ責任を負擔す

| 賣 | | 買 | | 讓 | | 與 | |
|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 昭 和 年 月 日 | 昭 和 年 月 日 | 昭 和 年 月 日 | 昭 和 年 月 日 | 昭 和 年 月 日 | 昭 和 年 月 日 | 昭 和 年 月 日 | 昭 和 年 月 日 |
| 此證券之貨物 殿又ハ其指圖人ハ御渡可被 下候也 | 此證券之貨物 殿又ハ其指圖人ハ御渡可被 下候也 | 此證券之貨物 殿又ハ其指圖人ハ御渡可被 下候也 | 此證券之貨物 殿又ハ其指圖人ハ御渡可被 下候也 | 此證券之貨物 殿又ハ其指圖人ハ御渡可被 下候也 | 此證券之貨物 殿又ハ其指圖人ハ御渡可被 下候也 | 此證券之貨物 殿又ハ其指圖人ハ御渡可被 下候也 | 此證券之貨物 殿又ハ其指圖人ハ御渡可被 下候也 |
| 受取タル 年月日 | 受取タル 年月日 | 受取タル 年月日 | 受取タル 年月日 | 受取タル 年月日 | 受取タル 年月日 | 受取タル 年月日 | 受取タル 年月日 |
| 倉庫株式會社 | 倉庫株式會社 | 倉庫株式會社 | 倉庫株式會社 | 倉庫株式會社 | 倉庫株式會社 | 倉庫株式會社 | 倉庫株式會社 |
| 前記一部出庫ニ對スル供託金合計金 | | 前記一部出庫ニ對スル供託金合計金 | | 前記一部出庫ニ對スル供託金合計金 | | 前記一部出庫ニ對スル供託金合計金 | |
| 本日 | | 本日 | | 本日 | | 本日 | |

| 第 一 | 荷記 造號 | 場保 管 | 保 管 料 | 火 災 金 | 保 險 | | 入 庫 日 | 保 管 期 間 | 保 管 日 | 第 一 主 託 寄 |
|--------|---|---------|-------------|-------------|-----------------------|-----------------------|-------------|------------------|-------------|-----------------------|
| | | | | | 保 險 者 | 保 險 金 | | | | |
| 1 | | | | 自入庫日至出庫日 | 昭 和 年 月 日 | 昭 和 年 月 日 | | | | |
| 摘要 | 第前記ノ貨物券面之條約ニ從ヒ正ニ相預リ候寄託主又ハ同人指圖人ハ本證券及號實入證券引換ニ可相渡候也 昭 和 年 月 日 倉庫株式會社ニ於テ本券ヲ作成ス | | | | | | | | | |

一、寄託物保管中倉庫中火災噴煙ニ於テ損失ノ責ニ任ズルハ雨漏滲漏紛失ノ場合
 二、氣候變遷運荷造ノ不完全等ニ因リ生ズルカザラザ損害等ハ倉庫中其他拒失ノ責ニ任ズルハ雨漏滲漏紛失ノ場合
 三、主託寄託物保管中倉庫中火災噴煙ニ於テ損失ノ責ニ任ズルハ雨漏滲漏紛失ノ場合
 四、費用ハ主託寄託物ノ出入運搬ハ勿論貨物検査並ニ保管等ニ要シタル諸費用ハ總
 五、倉庫中火災噴煙ニ於テ損失ノ責ニ任ズルハ雨漏滲漏紛失ノ場合
 六、費用ハ主託寄託物ノ出入運搬ハ勿論貨物検査並ニ保管等ニ要シタル諸費用ハ總
 七、倉庫中火災噴煙ニ於テ損失ノ責ニ任ズルハ雨漏滲漏紛失ノ場合
 八、倉庫中火災噴煙ニ於テ損失ノ責ニ任ズルハ雨漏滲漏紛失ノ場合
 九、倉庫中火災噴煙ニ於テ損失ノ責ニ任ズルハ雨漏滲漏紛失ノ場合

| 日附 | 讓渡 | | | | | 受取 | | | | | 欄取 | | | | | |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 昭和 年月日 | 昭和 年月日 | 昭和 年月日 | 昭和 年月日 | 昭和 年月日 | 昭和 年月日 | 昭和 年月日 | 昭和 年月日 | 昭和 年月日 | 昭和 年月日 | 昭和 年月日 | 昭和 年月日 | 昭和 年月日 | 昭和 年月日 | 昭和 年月日 | 昭和 年月日 |
| 讓渡人氏名印 | | | | | | 日附 | 受取個數 | 殘餘個數 | 受取人氏名印 | 認印 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |

(裏面)

書知通除解權實 No.....

| | | | | | | | | | | |
|-----|--------|------|------|-------|----|------|------|-------------------------------|-------|------------|
| 寄託主 | 證券發行日附 | 證券番號 | 倉庫番號 | 荷印及品名 | 個數 | 券面個數 | 解除個數 | 右之通り寄託主ニ對スル實權本日解除候間現品御引渡可被下候也 | 年 月 日 | 何々倉庫株式會社御中 |
|-----|--------|------|------|-------|----|------|------|-------------------------------|-------|------------|

| | | | | | | | | | | | |
|-------|-------------|----------|---------|----------|-----|--|-----|--|----|--|---------------------|
| 寄託申込書 | 個品種類 數實類 | 荷記 造號 | 數 量總 | 量 平均個 | 價額總 | | 格一個 | | 要摘 | 右貴社營業規則及保管料割合表承諾の上寄託申込候也 住所氏名 何 某印 | 何々倉庫株式會社御中 年 月 日 |
| | | | | | 額總 | | 額一個 | | | | |
| | | | | | 格一個 | | 額總 | | | | |

第五編 保險業

第一章 保險の意義

保險の意義

保險とは偶然なる事故により或人が被れる生命若くは財産上の損害をして同一の危険を自覺せる多數人に分擔せしむる經濟的組織を謂ふ。而して保險の成立には左の如き條件を要す。

第一 偶然なる事故より生ずる損害の實在

人類が偶然に發生する事故により思ひ設けぬ損害を蒙る事人生の經驗に照して明なる所也。而して其の損害たる或は生命に關し或は財産に關するあるも之を保險學の上より見るときは結局財貨の損失に歸すべく、金錢を以て表明し得べきものたるべし。斯かる損害を醸すべき偶然の事故が多々存在して絶えず吾人の身邊を襲ひつゝあるの事實は即ち保險なる思想を誘起するの原因にして便宜上吾人は暫く此等の事故を災禍と名づけんとす。唯注意すべきは保險學上の災禍は必ずしも社會上の災禍と一致せざることにして、例へば婚禮の如き、社會上無此上慶事も多大の資金を要する點より見るときは、保險學上財産上の損害を醸すべき一種の災禍と謂はざるべからざる

が如し。吾人は今此の災禍を左の如く分類せんとす。

(1) 自然的災禍 所謂天災地變なるものにして洪水、噴火、地震、降雹、海嘯、落雷、暴風雨、蟲害等の如きもの之れ也。

(2) 人爲的災禍 盜難、放火、殺傷、債務者の逃亡、汽車の衝突、戰爭等。

(3) 準自然的災禍 半は天然半は人爲に由り發生する災禍にして、例へば、死亡疾病老衰の如き一は天命によるも、一は不節制によるが如し、其の他石油發火、火災等之に屬す。

(4) 準災禍 社會上毫も災禍と謂ふべからず、寧ろ或る場合には喜ぶべき現象なるも、其の臨時の資金を要し、若くは生産力を殺がるゝより、保險學の便宜上一種の災禍と看做すものにして、婚禮、教育、徴兵、裁判所の召喚等之也。

(註) 近時保險學者中には保險の觀念より災禍危險損害等の要素を除き「資金の需要」なる要素を加ふることを主張するものあり之を *Becharftheorie* と云ふ。

是等の災禍をして其の威を逞しふせしめず、全然之を抑壓し得ざるまでも、出來得る限り、被害の程度を軽減せんことを計るは人情の常にして、其の方法に三種あり。第一は豫防的にして未だ災禍の發生せざるに先立ちて、之を防禦するもの、第二は鎮壓的にして已に發生するも之をし

て可成其の威を逞しめせしめざるが爲種々の方法を講ずるもの、第三は救濟的にして已に災禍の爲に損害を被りたる場合に他の財貨を以て之を填補する方法なりとす。右の中第一と第二は結局災禍其の物を積極的に抑壓せんとするものにして、第三は消極的に被害程度を軽減せんことを期す。而して第三の方法は取りも直さず保険の目的とする所なりとす。蓋し豫防及び填壓の方法は世の進歩と共に益々完備するも、到底災禍の害毒を根絶し能はざればなり、

第二 多數人が同一の危険を自覺すること。

由來保險學上危険なる語は種々の意義に使用せられ(一)或は危難の程度を指し、(二)或は火災死亡等災禍の事實其の物を指し(三)或は損害を指すことありと雖も、吾人は最も普通の用語例に従ひ(二)の觀念を採り災禍の事實其の物を危険と呼ばんとす。

人にして厚薄種々の危険を冒し乍ら、毫も其の恐るべきを覺らざるに於ては即ち止む。苟も之が恐るべきを自覺し、而も同一の危険を冒すに付き、同様の自覺を爲す者漸く多數となるに及んで遂に保険の成立を促すべし。蓋し保険は單獨の事業にあらざればなり。

第三 眞實に災禍を被る者の不明なること。

同一の危険を有する多數人中、果して何人が災禍を被るべき乎が不明なればこそ、茲に損害分

擔なる豫備的共同行爲の必要を促すなり。

斯くの如くして被害者の損害をば全員に如何様に分擔せしむべきやを講ずるもの即ち保険の機能にして、之を達するの手段として此の組織の中心點となり、責任を帯びて、それが經營の任に當る所の保險者(一)此の中心點に信頼して一定の保険料を提供する所の(危険を自覺せる)保險契約者(二)及び以上の兩者間に締結せらるる、保險契約(三)の三者を必要とす。換言すれば保險が滯無く行ふには、一方に保險者、他方に被保險者の間に、締結せらるる、保險契約なるもの、成立を要すべく、保險契約は即ち保險の出發點となるなり。

法學者の謂ふ所に依れば、保險契約とは、保險者が偶然なる一定の事故により、被保險者の生命財産に就き生ずべき損害を填補することを約し、相手方が之に對して其の報酬を與ふることを約する契約を謂ふ。

斯くして兩者が互に權利義務を交換する結果、保險者は安全に保險契約者より保険料を取得し更に幾多の保險契約者を探出して、同様の契約を繰返して保険料を得、以て將來に生ずべき損害填補の資金を徴收し必要に應じ之を支拂ふべし。之れ保險契約が保險其の物の基礎たる所以にして之を基として、保險の組織を運轉することを保險經營又は保險事業と謂ひ、之を以て營利の

目的とする企業を**保險業**と謂ふ。而して法理上此の契約に關係する當事者三種あり、其の一は損害填補の責任者たる**保險者**、其の二は之が相手方たる**保險契約者**、其の三は**保險の目的たる利益**に付き填補を受くべき**被保險者**なるが、右の中其の二と三とは事實上同一人たる場合多し。又生命**保險契約**に在りては右の外**保險金**を受取るべき者（受取人）を定むるを常とす。
保險業者は**保險契約の結果**一方に於て

- 一 保險料を得るの權
- 二 被保險者をして被保險物件の損害防止に力めしむるの權
- 三 保險契約者が破産又は家資分散の宣告を受け、且つ未だ保險料の全部を支拂はざるときは、保險者に其の支拂はざる保險料に付き相當の擔保を供せしむるの權

等の權利を得、他方に於て

- 一 損害を填補し
- 二 一定の場合に委付の申込を承認し（海上保險に限る）
- 三 損害防止に要せる費用を負擔し
- 四 保險證券を交付する

等の義務を負ふ。

然るに**保險の業**たる公益に關すること頗る重大なるを以て之が經營上種々の點に付き政府の干

渉を受くるものとす。我が**保險業法**（三十二年法律第六十四號改）により政府が斯業に課する制限の**主なものを擧ぐれば左の如し。**

- 一 保險事業は主務官廳の免許を受くるに非ざれば之を營むことを得ず。
- 二 保險事業は株式會社又は相互會社に非ざれば營むことを得ず。
- 三 保險事業を會社組織にて營む場合には、其の商號に**保險の種類**を示し相互會社の場合には其の名稱に**保險の種類の外相互會社**なる文字を附することを要す。
- 四 保險事業は他の事業を兼ねることを得ず。
- 五 同一會社にして生命保險と損害保險とを兼ねることを得ず。
- 六 株式保險會社の**資本金**及び相互保險會社の**基金**は各十萬圓を下ることを得ず。（相互保險會社の社員は百人を下ることを得ず）
- 七 保險會社の業務は主務官廳の監督に服す。而して監督方法の主なるもの左の如し。
 - 一 業務監督上必要な命令を下すこと
 - 二 必要に應じ事業の報告を爲さしむること
 - 三 必要に應じ業務及び會社財産の狀況を檢查すること
 - 四 會社の狀況に依り事業繼續を困難なりと認むるときは左の如き處分を爲すこと。
 - イ 事業の停止
 - ロ 業務執行法の變更を命ずること
 - ハ 計算基礎の變更を命ずること

- ニ 保險關係者の權利を保護するに必要な命令を下すこと
- ハ 保險會社が主務官廳（商工省）の命令に違反したるときは主務官廳は（一）事業の停止（二）取締役の改選（三）免許の取消を爲すべし
- 九 保險會社の清算は主務官廳の監督に服す。

第二章 保險の種類

保險の種類は誠に多く、又益々多からんとせり。之れ保險の要素たる災禍其の物の種類甚だ多く、且つ其の恐ろしさが益々廣く感ぜらるゝを以て也。然れども凡ての災禍は悉く保險の目的たるに適するものにあらず。ワグナー氏の謂ふ所によれば保險し得べき災禍は左の如き條件を具へざるべからず。

- 一 其の災禍到来の有無時期及び方法等全く不明なること
 - 二 其の災禍は被害者にとり全く偶然なること
 - 三 其の災禍の到来するや損害の原因明瞭にして且つ其の結果（損害）の範圍及び種類等も確知し得べきものなること
 - 四 其の災禍は凡て同一時に來襲せず種々の場所種々の時の上に適當に配分せらるゝこと
 - 五 其の損害は經濟上頗る精確に觀察し得るのみならず統計を以て算定し得べきものなること
- 斯くして右の條件を充たす所の災禍にして現に保險に附せらるゝもの頗る多く、従つて保險に

保險の種類

物件保險

種々なる分料を生ずるに至れり。而して人の之を分類するや或は其の目的物により動産保險、不動産保險、船舶保險等となし、或は災禍其の物によつて火災保險、海上保險、降雹保險等の區別を設くと雖も、吾人は此等の目的及び災禍を參照して左の如き分類を爲さんとす。

第一 物件保險 (Sachversicherungen)

之れ動産不動産等の物件を保險の目的とするものにして左の如く細分す。

- 一 火災保險 (Die Feuerversicherung)
- イ 不動産火災保險
- ロ 動産火災保險
- 二 運送保險 (Die Transportversicherung)
- イ 陸上運送保險
- ロ 海上保險
- 三 降雹保險 (Hagelversicherung)
- 四 家畜保險 (Vieversicherung)
- 五 硝子保險 (Spiegelversicherung)

以上は物件保險の重なるものなり。此の他現在に於て實行困難なるも將來有望且つ有益なるものに爆發、洪水、暴風雨、地震、獸害、蟲害等に對し建物、土地等を保險するもの及び盜難保險

財産価格減損保険

等あり。

第二 財産価格減損保険 (Die Versicherungen gegen Vermögenswertverluste)

之れ物件の實質に何等の變更を與へざるも、其の價格を低落せしむるが如き災禍に對して保險するものを謂ふ。

- 一 擔保保險 (Hypothekenversicherung) 債權者が擔保物件を競賣する際に被るべき資本及び利子の損失殊に抵當不動産減價を保險に附する場合の如き之也。
- 二 有價證券減價保險 (Kursversicherung von Wertpapieren) 平價以上の價格を有せる有價證券の所有者が其の平價以下に下落せるが爲に生ずべき損失に付き保險するもの之也。
- 三 信用保險 (Kreditversicherung) 貸倒れに對する保險の組織を謂ふ。

然るに此の部門に屬する保險は實行困難也。

第三 生命保險 (Lebensversicherung)

- 一 狭義の生命保險
 - イ 死亡保險 死亡に際し一時資金を交付するもの。
 - ロ 生存保險 一定の年齢若くは事故の到來を待ちて、年金又は資金を交付するものにして、結婚資金保險、教育資金保險、養老保險等著名也。
- 二 疾病保險 (Krankenversicherung)

生命保險

再保險

我が商法の認むる種類の保險

- 三 災害保險 (Unfallversicherung)
- 四 癱疾保險 (Invalditätsversicherung)
- 五 老衰保險 (Altersversicherung)
- 六 寡寡保險 (Witwen und Waisenversicherung)
- 第四 再保險 (Rückversicherung, Reinsurance)

再保險とは甲保險者が被保險者に對して有する損害填補の責任を再び乙保險者に保險せしむるもの也。我が國に於ては從來再保險は損害保險のみに就き之を認め、生命保險の再保險は行はれざりしが、保險業法の改正により、生命保險の再保險をなすことを得るに至れり。

今我が商法の認むる保險の種類を觀るに、先づ之を大別して生命損害の二種とすべく、後者は更に火災保險、運送保險及び海上保險の三種に分る。蓋し損害保險は損害の填補を目的とするものなれば、特に商法が生命保險に對して損害保險なる文字を使用せざることに穩當なるは夙に學者の認むる所なるが、そも此の二者相違の點は一は金錢に見積り得べき財産上の損害を目的とし、他は金錢に見積り難き人の生死を目的とするに在り。

即ち生命保險契約とは當事者の一方が相手方又は第三者の生死に關し、一定の金額を支拂ふべきことを約し、相手方が之に其の報酬を與ふることを約するものにして(商法四百二十七條)、損害保險契約

とは當事者の一方が偶然なる事故に因り、其の者の利益にして金錢に見積ることを得べきものに付き、生ずることあるべき損害を填補することを約し、相手方が之に其の報酬を與ふることを約する契約なり。(三百八十四條及三百八十五條)而して其の損害の原因たる災禍の火災なるときは之を火災保險とし、陸上運送に關する事故なるときは之を運送保險とし、航海に關する事故なるときは之を海上保險と稱す。

第三章 保險の發達

保險思想が夙にフィニシヤ及び羅馬の古代に苞芽せしことは歴史の傳ふるところなれども、其の制度は或は賭博に類し、或は救助治安を目的とする等、到底今日の意味に於ける保險制度と同日に語るべきものに非ざりき。中世に入り地中海沿岸の貿易隆盛を致すに及んで、海上保險の發達を促し、近世に入り火災保險及び生命保險の制度相尋て起り、英國の經驗、佛國の法制等相待つて斯業の發展を促したり。

就中凡ての保險事業に先驅せる海上保險は、第十二世紀の頃歐洲の海上に跋扈せる海賊の掠奪に備ふる爲、商人の一致團結せるに基因し、此等の商人は皆地中海若くは歐洲北海沿岸の自由都

保險の發達

市を根據として、海上貿易を營みしかば、海上保險爲に其の感化を受け、各商人團體は單に組合員の危険を補償するのみならず、廣く組合員以外の保險をも引受くるに至れり。後フロレンツ(一二五二三年)ブルゴス(一五五〇年)西班牙(一五五六年)等相尋で保險に關する法典を制し、アントワープ及びアムステルダムも殆んど時を同じふし海上保險裁判所を設け、英國に在りては千六百〇一年エリサベス女皇保險法を發布し、獨逸に於ては千七百三十一年ハンブルグ市海損及び保險條例を出し、且つ佛國商法顯はるゝに及んで世界の保險法に一新面目を添へ、同時に英國に於けるロイド組合の成立及び其の活動は益々斯界の發展を誘致したり。

火災保險は第十六世紀の頃巴里及び倫敦に於ける火災共濟組合の發生に基因す。後千六百六十四年、倫敦に大火あり市街の三分の一を灰燼に化し、二十萬の住民其の居を奪はれ、光景慘憺名状すべからざるものありしかば、保險思想は茲に油然として勃興し、共濟的組合は至る所に接踵して起り、次第に會社組織の保險を發生せしむるに至れり。即ち千六百九十九年先づハンドインバンド不動産火災保險會社設立せられ、千七百十年サンファイアオフィス會社起りたり。佛國に在りては千八百十六年、コムバニー、ダシユランス、ゼネラルの設立あり、獨逸に在りては卅年戦後の疲弊慘害を挽回するの目的を以て、一方に於ては聯邦に於て國家的火災保險組合の設置を試

み、一方に於ては各種の相互組合及び營業等私人的經營を生ぜり。就中最も著名なるは千六百二十一年の創立に係るゴータ火災保險會社にして、現今同國に於ける保險機關は公共的のもの及び民業のもの互角の發達を成せり。

生命保險の苞芽も亦人類の死亡、疾病、怪我等に對する共濟的組合に發し、中世の「ギルド」組織は勿論、遠くは希臘羅馬の古に溯りて其の形跡を尋ねべし。降つて千六百五十二年佛王ルイ十四世、伊太利の醫師ロレンツトンの獻策を容れて一種の年金保險を行ひ、所謂「トンチン」法の實行を見るに至れり。然れども生命保險事業の完成は「プロバビリチー」の數理と死亡統計の完備に待つものにして、前者は數學者フェルマート、理學者バスカルの二氏に依り之を生命保險に應用することを發明せられ、後者は英人ベチー、獨人ノイマン、英國の數學者ハレー等の苦心により著しき進歩を遂げ、千七百〇六年遂に此等の學理に基き、倫敦にアミケブルソサイチー社の設立を見るに至れり。後千八百六十四年イクイテブル會社の設立あり。爾來斯業日々に進み、今や英國の生命保險會社の數九十に達するに至れり。

我が國の保險事業は凡て其の範を歐洲に採れるものにして、僅に五十餘年の經歷を有するに過ぎず。即ち海上保險に於ては明治十二年東京海上保險會社の設立を嚆矢とし、生命保險に於ては

明治十四年、明治生命保險會社設立せられ、火災保險に於ては明治二十年東京火災保險會社設立せられ、運送保險に於ては二十四年最上川運送保險會社の設立せらるゝあり、爾來各種會社頻々として起り種々の經驗困難を経て、本日の隆盛を致すに至れり。

第四章 保險の組織

現今専ら行はるゝ保險經營の組織に二種あり、一を營業保險組織と言ひ、他を相互保險組織と云ふ。

第一 營業保險組織

之れ保險を以て營業の目的とせる組織にして、營業者即ち保險者は一般社會より加入者即ち被保險者を募集して、其の各自と保險契約を締結し、依りて得たる保險料と實際支拂ふ所の保險金其の他の經費との差額を以て營業利益と爲すもの也。而して本邦に於て此の方法を採らんとせば株式會社の組織を以てすべし。

第二 相互保險組織

相互保險組織とは同一の危険を恐るゝ人々共同して保險料を醸出し、該資金を以て實際損害を

相互保險組織

營業保險組織

被りたる人の損害を填補するところの組織を謂ふ。故に其の組織たる全く被保険者の共同事業にして營利を目的とせざるのみならず、原理上損害填補の責に任ずべき第三者即ち保険者なる者の存在を要せざるも、實際上多數の共同員を取纏め保険料を徴收し保険金の支出を司るべき事務上の責任者を要す。即ち此の責任者は通例共同者の選舉に係る理事會、若くは總共同者を社員として設立されたる相互會社にして、之と各員との間に締結さるべき保険契約は、保險其の物の基礎をなすものにして、恰も營業保險組織に於ける保險者が一般被保險者に對して種々の權利義務の關係を生ずるに異ならず。故に此の組織に在りては被保險者は個人としては被保險者たり、團體としては保險者たるものとす。

相互會社を設立せんとせば、發起人先づ定款を作り、商工大臣より發起認可を得社員を募集するを要す。社員の數百人以上に達するに及んで創立總會を開き定款其の他必要の事項を議了し、取締役及び監査役を選舉し、其の終結を待ちて登記を爲し且つ事業の免許を受くべし。

次に社員は會社の債權者に對し、直接に義務を負ふこと無きも、其の責任の異同により之を分てば左の三種となる。

一 社員の全員が無限の責任を負ふもの。

二 社員の全員が保險料を限度として責任を負ふもの。

三 社員の全員が價額料の外一定の金額を限度として責任を負ふもの。

次に會社の機關としては通例社員全體の集會に代るべき社員總代會を中心とす。即ち各地方に於て社員總代を選舉せしめ、之を招集して會社の意思を決定せしむること代議政體の議會に於けるが如くならしむ。

尙ほ相互會社の一特徴は事業運轉の爲に、特に一定の資金を貸付する出資者を要すること也。我が保險業法によれば此の資金の最低限を十萬圓とし之を基金と稱す。而して出資者は單に其の利子を得るのみにして事業に關係するを得ず。

會社の損益は直接全社員即ち被保險者全體に及ぶものにして、社員は會社に剩餘を生ずるときは其の分配を受け、不足を生ずるときは追徴金を支拂はざるべからず。従つて保險料は不定なるを原則とし、社員の責任を保險料に限るもの、如きは該制度の精神に適するものにあらず。又相互會社は營業收益税を免ぜらる。

右の外兩組織の中間に位すべき混合保險組織あり、之れ本邦並に西洋諸國に於て、利益配當付保險なる名稱の下に廣く行はるところにして、株式會社が其の利益を株主の獨占とせず、其の

混合保險
組織

一部を被保険者に拂戻す所の組織なり。
今相互保険組織と營業保險組織の優劣を比較するに先づ前者の後者に勝る點を擧ぐれば左の如し。

- 一 相互保險組織に於ける利益の全部は被保險者に歸するも營業保險に於ける利益は營業者即ち株主に配當せらる。
- 二 相互保險組織に在りては、一社員の災禍は直接に全社員に影響を及ぼすを以て各社員たる被保險者は互に警戒して災禍の豫防鐵歴に力むるの傾向あり。
- 三 相互保險組織の被保險者は會社の一要素なるを以て、若し業務擔當者の行動に不満なるときは、社員總會の招集を請求し適當なる干渉處分を試むることを得べく、直接間接に會社業務の安全を計り、監督の實を擧げ利益を保護する等の利益あり。

更に相互保險組織の弱點を擧ぐれば左の如し。

- 一 萬一保險事業が缺損を生ずるときは、相互組織の被保險人は之が負擔の責に任せざるべからず。
- 二 株式會社の重役が會社の利益を大ならしむる爲、熱心經營の結果、業務の擴張、社員の鞭撻等事業の繁榮に資すること大なるに反して、相互組織の經營者は資本無く且つ會社と利害關係を有せざるを以て、業務に冷淡なるを免れず。且つ基金出資者の如き單に一定の利子を得るの外、事業に關係無きを以て熱心を缺くの傾あり。
- 三 株式會社の被保險者は一定の保險料を支拂ふ外、何等の手續を要せざるも、相互會社の被保險者は社員總代役員等を選舉し場合により追徴金を支拂ふ等煩累なる手續を要す。
- 四 保險に關する統計、數理等諸般技術大に發達して保險料の算定益精確を期し得る今日に在りては此等技術の運用を専門とする營業者をして、責任を分たしむるは社會分業上の一進歩と謂はざるべからず。

する營業者をして、責任を分たしむるは社會分業上の一進歩と謂はざるべからず。

以上述ぶるが如く兩者互に優劣ありて、未だ何れを優者とも定め難く、單に被保險者の利益を主とするときは相互組織を推さざるべからずと雖も、之をして充分の成功を博せしめんには經營上至大の監督注意を要し、寧ろ政府若くは公共團體の直轄に歸せしむるを利とすべし。故に今後に於て最も望あるものは彼の混合保險組織にして營業保險組織に於ける被保險者に利益を配當し時宜により之に事業參與の權をも與ふることにはせば兩者の長短相補ふて餘あるべし。

第五章 海上保險業

第一節 海上保險に要する術語

之を一の營業として見るときは海上保險の業務も亦金錢上の收支に據る營利行爲に過ぎざるべし。然れ共少しく斯業經營の實情を探るときは、其の關する所頗る廣く、營利以外種々なる學理經驗の補助を要するを發見すべく、就中其の關係の密接なるものは法律、經濟、統計其の他海上の慣習等にして、保險契約の締結・保險者の責任・海損の分擔・損害の填補等に就ては法律及び慣

習の力を籍り、保険料の算定、海上災禍の性質、危険の程度等に關する研究に就ては經濟統計等の諸學に待たざるべからず。故に斯業經營の一斑を窺はんとせば勢ひ其の歩を此等諸學の研鑽に起さざるべからずと雖も、茲には唯斯業に使用せらるゝ重要専門術語に付き略說せん。

第一款 海上の災禍

海上に諸種の災禍起りて不測の損害を航海中の船舶積荷に及ぼす事實は即ち海上保險思想の由て起る所以にして、商法上の所謂「航海に關する事故」は吾人の所謂海上の災禍に該當するもの也。今保險學上此の事故若くは災禍の重なるものを擧ぐれば、左の如し。(村瀬博士海上保險に據る)

第一 全く不可抗力に歸因するもの

之を細分するときは(一)暴風雨(二)破船(三)坐礁(四)膠沙(五)衝突(六)流氷(七)已むを得ざるに出でたる航海又は航路の變更(八)已むを得ざるに出でたる船舶の變更(九)已むを得ざるに出でたる避難港への入港(十)火災(十一)爆發(十二)投荷等となす。

第二 第三者の行爲に因るもの

第三者の行爲に因り衝突或は火災の厄に遭ひ或は盜難に罹りたるが如き場合を謂ひ、盜難の危険は更に之を窃盜強盜及び海賊の三に區別することを得べし。

海上の災禍

第三 被保險者又は其の代理人の行爲によるもの

例へば船主たる被保險者が船舶の艤裝に十分の注意を爲すを怠り、或は代理人たる船長の怠慢により遭難を醸したる場合にして、而も此の災禍は之を被保險者又は代理人が故意若くは重大なる過失により醸したる場合と輕過失により生じたる場合を區別するを要し、我が國に於ては前の場合を以て保險業者の免責事項と看做せり。(商法六六七條)

第四 自然の消耗又は其の物の性質若くは瑕疵によるもの

此の種の事故による損害は保險者が擔保すべき限に非ず。

第五 船員の行爲に因るもの

此の種の災禍中最も普通なるものを船員の惡行となす。而して之より生ずる損害は特約ある場合の外、保險者に於て填補せざるを常とす。

第六 戦争又は官の處分に因るもの

船舶貨物が交戰國艦船の爲に捕拿、擊沈、抑留等に遭ふが如き場合にして、此等の損害は特別の契約を爲さざれば保險者其の責に任せず。

第二款 海上保險の目的

海上保險契約の目的たるべき被保險利益 (Insurable interest) のよつて繋るべき海上保險の目的 (Subject matter of insurance) 中重なるもの四あり、船舶、積荷、運賃及び豫期利益之也。

第一 船舶 船舶が保險の目的たる場合に二あり、一は一定の期間を限りて、之を保險する定期保險にして、他は一定の航路を限りて、之を保險する航路保險なり。而して其の目的たる船體は勿論、汽罐、機械、帆具其の他の附屬品をも包含し、獨り航海中のみならず、入渠中をも保險す。

第二 積荷 本邦一般の慣例によれば、左の如き例外を除きて一切の貨物は保險者の引受くる所也。

- 一 遭難の際直に投荷せらるゝ恐ある甲板積荷物例へは家畜魚類等。
- 二 旅客手荷物、船員所持品等、價格の證明に困難なるもの。
- 三 荷造の不完全なるもの。

第三 運賃 船主又は備船者は豫期の運賃を保險に附し、遭難に際し之を受取ること能はざるの不幸に備ふるあり。而して其の保險金額は運賃總高及び之を保險に附するに付き要せる保險料手數料、其の他の費用を包含せしむるを常とす。

第四 豫期利益 販賣の目的を以て運送せる貨物の豫期利益も亦保險の目的に供せらる。

第三款 海損及び全損

海上諸般の災禍より生ずる損害は之を保險學上、**全損 (Total loss)** 及び**海損 (Average)** の二種に分つ。前者は保險の目的たる船舶又は積荷が全く滅失したる場合を謂ひ、後者は其の損害が保險の目的の全部に及ばざる場合を謂ふ。而して海損は更に之を**共同海損**及び**單獨海損**の二に分つべし。

第一 共同海損 (General average)

商法第六百四十一條に據れば、船長が船舶及び積荷をして共同の危険を免れしむる爲め、船舶又は積荷に付き爲したる處分に因りて生じたる損害及び費用は之を**共同海損**と稱す。故に共同海損の成立には少くとも左の條件を要す。

- 一 船舶及び積荷に關し共同なる危険の存在せしこと
其の原因の暴風雨たるを將た戰亂海賊たるを問はず、航行中に在る船舶及び積荷に對し、共同の危険來襲するに當りて、共同の安全若くは利益の爲臨機相當の處分を爲さざるべからず。此の處分より生ずる損害は即ち共同海損なりとす。
- 二 右の危険を免るゝ爲め、船舶又は積荷を犠牲に供すること
所謂共同の安全若くは利益を目的とする處分として投荷、帆檣の切斷任意の坐礁等船舶又は積荷を犠牲に供するの事實無かるべからず。

- 三 右の處分は船長の故意に出づること。
船舶の司令權を握れる船長が危難を自覺し、之を免るゝ意思を以て故意に臨機の處分を爲すを要す。
- 四 有益なる結果を收めたること。
如何に處分を施すも船舶沈没して凡ての利益が全滅するに及んでは後日海損を分擔せしむるに由無し。故に共同海損が有効に成立するには多少の好結果を收むるを要す。

更に具體的に共同海損を觀察するときは左の如き損害より成るを見る

- 一 投荷及び帆檣の切斷より生ずる損害。或る危機に際し沈没を免るゝが爲、積荷の一部を海中に投棄するを投荷 (Jettison) と謂ふ帆檣の切斷又同一の目的を以て行はる。
- 二 任意の坐礁 (Voluntary stranding) より生ずる損害。海上の危険を免れんが爲、故らに其の近傍の淺瀬若くは海岸に乗上ぐるを任意の坐礁と言ふ。
- 三 船中の火災消防より生ずる損害
- 四 救援救助の爲に生ずる損害
普通の意義によれば、救援とは船舶が甚しく破損し、若くは放棄せられたる場合に救出するを謂ひ、救助とは未だ損害を被らざるも、將に破船の厄に陥らんとするが如き切迫せる危険の状態より救出するを謂ふ。而して此等の處分より生ずる損害は多くの場合に於て共同海損となるも、個々の場合に付き種々の紛争を生ずるを免れず。
- 五 避難港に於ける諸費用及び損害
危険を避くる爲、任意或る港内に避難せる場合に生ずる損害なり。
- 六 積荷の一部又は船舶附屬品等を燃料として消費したるより生ずる損害

七 敵船賊船等に與へたる償金及び職務上死傷したる船員の弔祭料或は手當金

共同海損の重なるもの右に述ぶるが如しと雖も、而も實際に就き之を見れば、之を判定すると頗る至難なる場合多ければ、其の都度法律、慣習、鑑定等の力により精細なる調査を要するものとす。殊に此の事に關し最も有力なる憑據は千八百九十年及び千九百二十四年の協定に成る「ヨーク・アントワープ」共同海損規定 (York-Antwerp Rule) にして、保險證券若くは船荷證券中共同海損に關し此の規定に據る旨を記載するもの多し。

顧ふに共同海損の制を設けたる所以は少數者の利益を犠牲に供して、多數者の利益を計りたる場合に、其の犠牲たる少數者の損害を等閑に附せず、之を全員に分擔せしむるの趣旨に外ならずして、個人間の徳義心に發源せるものとす。従つて普通の場合に於ては損害を受けたる者が直接之を負擔するを原則とするも、共同海損に於ては全く此の原則を顧ることなし。即ち商法第六百四十二條は海損の負擔割合を定めて曰く、共同海損は (一) 之に因りて保存することを得たる船舶又は積荷の價格と (二) 運送賃の半額と (三) 共同海損たる損害の額との割合に應じて各利害關係人之を分擔すと、即ち共同海損は獨り之を被りたる者のみの負擔に歸すること無く、之により利益を蒙れる利害關係人も亦自家の利益の割合に應じて分擔の責に任ぜざるべからず。

共同海損
分擔の標

而して利害關係者の利益價格は如何にして定むべきやと言ふに、船舶の價格は到達の地及び時に於ける價格とし、積荷は陸揚の地及び時に於ける價格を以てし、積荷に就ては其の價格中より滅失の場合に於て支拂ふことを要せざる運賃其の他の費用を控除することを要す。(商法六)尤も茲に注意すべきは共同海損非常に多く、其の分擔高が各自の到着港に於ける現存利益高以上に登るときは、勿論其の超過高を支拂ふを要せざるものとす。(六百四十四條)

第二 單獨海損 (Particular average)

我が商法は單獨海損の規定を略せりと雖も、舊商法九百四十條は之を定義して單獨海損は任意に非ずして生じ、又は船舶若くは積荷のみに生じたる喪失損害及び費用たり、此の海損は各所有者各別に之を負擔することを要すとせり。故に實際上單獨海損は共同海損にあらざる一切の海損を包含するものにして、共同海損の見解如何により、其の範圍に廣狹を生ずべし。

第三 全損 (Total loss)

全損の何たるやは己に之を述べたり。然るに保險の目的が全く滅失せざるも其の損害甚しく、到底使用に堪へざるが如き状態に陥れるものは、之れを推定的全損 (Constructive total loss) として、全損と同一の取扱を爲すこと英米諸國に行はる。我が國に於ては歐州大陸の例に慣ひ、斯

單獨海損

全損

かる場合に被保險者委付權を行ふを得るものとす。

戰爭危險 (註) 戰爭危險は F. O. S. (Free from Capture and Seizure) 約款により除外せらるゝも特に高率の料金を徴して本約款を抹削することあり。

第四款 海上保險契約の種類

海上保險契約の何たるに付きては、第三章に於て略之を説明したるのみならず、其の保險者が引受くべき航海に關する事故並に損害の種類等も前款に述べたるを以て、今殊更に海上保險契約の定義を擧ぐるの必要を認めず。唯少しく其の種類を擧ぐれば左の如し。

第一 保險の目的の價格が確定せると否とによる區別

保險契約の際其の目的たる積荷の價格が判明せざるとき、後日其の判明するを待ち、保險契約者若くは被保險者より保險者に通知するの條件を以て其の當時假りに若干の推定的價格を以て保險料を計算し、保險契約を締結するもの之を豫定保險契約と謂ふ。例へば本邦より倫敦に輸出する貨物に對し倫敦の商人が彼地に於て輸送品の價格を豫定して保險に附するが如し。而して後日判明せる價格と豫定價格との差異より生ずる保險料の差違は後に至り計算を爲すものとす、右に反して普通の保險契約に在りては、豫め保險價格を確定するを常とす、之を確定保險と稱す。

海上保險の種類

戰爭危險

第二 船舶の確定せると否とによる區別

保險契約の際保險に附すべき貨物を積載すべき船舶の確定せると否とにより船名確定保險と船名未定保險との別あり

第三 危險所在の異同による區別

一定の航海中に起るべき危險に對して保險に附するもの之を航路保險と謂ひ、一定の期間を定め其の間に起るべき危險を負擔するもの之を定期保險と謂ふ。

第四 保險契約者との關係による區別

普通海上保險契約の外、當事者の關係如何により左の如き變體を生ずることあり。

一 重複保險 (Double Insurance) とは一旦保險に附したる目的を更に他の保險者をして重複に引受けしむるを謂ふ。而して此の契約は最初の保險契約による保險金額が全く保險價格を填補するに足らざりしときのみ有效なりとす。

二 再保險 (Re-insurance) 第二章參照

三 共同保險 (Co-insurance) 二以上の保險者が同一の目的に付き、共同して保險を引受け、互に重複せざるを期す。英國ロイド組合に於て盛行はる。

第五 損害填補に關する保險者の責任による區別

保險者は契約の際、填補すべき損害の種類を定めて其の責任を明にす。而して其の填補の種類

單獨海損擔保

中重なるもの三あり。

一 單獨海損擔保 (With average)

或は分損擔保、特擔分損、或は單に分損と稱せらるるものにして、共同海損及び全損其の他救援救助の費用は勿論、單獨海損をも擔保するの意にして、畢竟保險者が填補すべき一切の損害を引受くるものなり。故に保險者は此の種の契約に對し最高率の保險料を課す。

尙單獨海損に付きては最小責任額 (Franchise) なるものを限定するの慣習ありて、此の定額に満たざる損害は保險者擔保の責任を免るものとす。我が商法によれば此の限定は保險價格の百分の二なりとす。

二 單獨海損不擔保 (Free from particular average)

一に特擔分損不擔保と稱し、單獨海損以外の海損に對しては總て之を引受くる所の契約也。但し單獨海損たるべき船舶の坐礁、沈没、火災、衝突の場合に於ける損害は其の額の多少に拘らず、之を填補するの習慣内外一般に行はれる。

三 全損のみの擔保 (Total loss only)

之れ全損のみを引受け其の他一切の海損を除外する契約なり。

全損のみの擔保

單獨海損不擔保

第五款 損害の填補

填補すべき損害

損害の填補は契約の結果、保険者が契約者に對して負ふ所の重大なる義務なり。而して之に就き最も注意すべきは其の填補すべき損害如何、及び填補すべき金額如何の二問題なりとす。填補すべき損害は固より契約によりて定まるべしと雖も、損害の原因が契約の趣旨に反し、若くは海上に固有なる災禍以外の事情に基くものなるときは、損害の事實其の物が契約中に明示せらるゝと否とを問はず、保険者の負擔に歸せざるものとす。故に保険者は此の點に關する法制を研究して其の事情を明にせざるべからず。

(註) 我が商法によれば左の如き損害に對して保険者は填補の責なし。

- 一、保険者の責任が始まりたる後航海を變更したるとき其以後の事故に因りて生じたる損害。
- 二、被保険者が發航若くは航海の繼續を怠り、又は航路を變更し其他著しく危険を變更若くは増加したるときは其變更又は増加以後の事故に因りて生じたる損害。
- 三、積荷に付き有する利益、又は積荷の到達に因りて得べき利益若くは報酬を被保険利益と爲したる場合に船舶を變更したるときは其變更以後の事故に因り生じたる損害。
- 四、被保険利益の性質、若くは瑕疵、又は自然の消耗に因りて生じたる損害。
- 五、保険契約者又は被保険者の故意又は重大なる過失に因りて生じたる損害。
- 六、船舶に付き有する利益又は運送貨として得べき利益を被保険利益と爲したる場合に於て、發航の當時安全に航海を爲す

に必要な準備を爲さず、又は必要な書類を備へざるに因りて生じたる損害。

- 七、積荷に付き有する利益、又は積荷の到達に因りて得べき利益若くは報酬を被保険利益と爲したる場合に於て、備船者荷送人又は荷受人の悪意又は重大なる過失に因りて生じたる損害。

八、水先案内料、入港料、燈臺料、檢校料、其他船舶又は積荷に付き航海の爲に生じたる通常の費用。

九、共同海損に非ざる損害又は費用にして一定の額(百分の二を通常とす)を越えざるときは其損害又は費用。

十、此他當事者が海上保険契約を以て保険事故と爲さざることを定めたる事故に因る損害(以上志田博士商法論參照)

次に填補すべき金額を定むるに當りて知らざるべからざる術語は、保險價額、保險金額、損害額、及び填補額の四なりとす。

保險價額とは保險の目的物の實價を謂ふものにして、之を算定する標準は船舶に付ては保險者の責任が始まる時に於ける價格を以てし、積荷に付ては其の船積の地及び時に於ける其の價額及び船積并に保險に關する費用を以て之に充つ。

保險金額とは右の保險價額中實際保險に付したる部分を謂ふものにして、常に保險價額に超過すること無く、萬一超過するときは超過部分の契約は無効に歸す。(商法三百八十六條)然れども積荷保險の實際上、此の兩者は一致するを常とす。

損害額とは被保險事故により消滅又は減少したる被保險利益の價額を謂ふものにして保險價額

填補すべき損害

保險價額

保險金額

損害額

填補額

と同一の標準に依りて之を定むべきものとす。

填補額とは實際保險者が填補すべき金額にして、必ずしも損害額と同一ならず、其の之に對する割合は保險金額の保險價額に對する割合と正確に一致するを以て後の二者が同額なるときは前者の二者も同額なるべきも、彼等が異なるときは同一の割合を以て此等も異ならざるを得ず、例へば千圓の保險價額に對して其の十分の六なる六百圓を保險金額と定めたるるとき五百圓の損害を醸さば填補額も亦十分の六なる三百圓と定むるが如し。

第六款 海上保險證券

海上保險證券とは其の證券の記載條項に従ひ保險者が保險義務を履行することを約する書面に於て、保險契約其の物の證明書に非ず。左れば法律は種々の記載要項を制定して、其の方式を指定し、一方に於て斯かる方式を完全に具ふる證券を發行するの義務を保險者に負はしめたり。我が商法は本證券振出の形式に付き何等の明文を具へざるも、記名式の外之を指圖式となして裏書讓渡に便するは、毫も差支無き所なりとす。

海上保險證券に記載すべき事項は左の如し。

一 保險の目的

海上保險證券

二 保險者の負擔したる危險

三 保險價額を定めたるときは其の價額

四 保險金額

五 保險料及び其支拂の方法

六 保險期間を定めたるときは其始期及び終期

七 保險契約者の氏名又は商號

八 保險契約の年月日

九 保險證券の作成地及び其作成の年月日

十 船舶の名稱國籍並に種類、船長の氏名及び發航港、到着港又は寄港すべきときは其港名（船舶保險の場合）

十一、船舶の名稱、國籍並に種類船積港及び陸揚港（積荷又は豫期利益保險の場合）

次に保險證券の種類を擧ぐるに、其の契約の性質により、金額確定保險證券 (Valued policy) 豫定保險證券 (Open policy) 船名確定保險證券 (Named policy) 船名未定保險證券 (Floating policy) 等の別あり。又夫々必要な場合に應ずべく種々變態の證券行はる。或る種の豫定保險に於て普通の證券を出す迄假りに出し置く保險承諾狀 (Covering note) 單に輕便を旨として證券に代用する略式保險狀 (Link note) 船荷證券と保證證券を合併せる如き赤船荷證券の如き皆然り。

海上積荷保險証券

被保險積荷の種類及名稱

船 丸積

自 至

寄航港

積換港

昭和年月日出帆

保額金

但保険料割合百圓ニ付

此保険料金 一時拂

損失金仕拂場所

當會社ハ右積荷ニ對シ昭和 年 月 日保險

契約ヲ取結ヒタルコト確實ナリ依テ危險ノ發生スル

コトアラハ本証券填補ノ種類及ヒ裏面各條項ノ定ム

ル處ニ從ヒ被保險者 殿若クハ其指

圖人ニ對シ無相違損害ヲ填補スヘシ後日ノ爲保險證

券仍而如件

昭和 年 月 日

保險契約者

海上保險株式會社

股

第一條 當會社ノ擔保スル危險ハ沈没、坐礁、膠沙、火災、衝突等凡テ被保險積

荷ニ損害ヲ及スヘキ各種ノ海上危險トス

第二條 當會社ハ左ニ掲ケル損害ヲ補填スルノ責ニ任セズ

一 發、暴走若クハ海賊ヨリ蒙ル損害

二 襲撃、捕獲、強留、抑止、其他宣戰ノ前後有無ヲ問ハズ總テ戰爭ヨリ生ズ

三 被保險者保險契約ヲ受取ルキ者又ハ此等ノ者ノ代理人雇

傭人又ハ船長及ヒ海員ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因テ生ズル損害

四 被保險積荷ノ性質若クハ脆軟、腐敗、變質、變色又ハ荷造積荷ノ不注意ヨ

五 抵抗力ニ起テ生ズル破損、腐敗、變質、變色又ハ荷造積荷ノ不注意ヨ

六 盜難、鼠咬、蟲咬、雨濡及ヒ不可抗力ニ起テ生ズル漏損荷包ノ破損

七 船舶ノ混同ヨリ生ズル損害

八 船舶出帆ノ當時安全ニ航海ヲナスニ必要ナル書類

九 船舶ハ官廳ノ検査ヲ受ケタル場合ノ損害

十 積荷方檢査ニ因リ又ハ職時禁制品タルカ爲ニ押收セラレタルニヨリ生ズル

三條 被保險積荷ハ船舶ハ船名ヲ改ムルモ他ノ船長ヲ使役スルモ妨

四條 保險ノ責任ハ積荷ヲ本証券記載ノ船舶ニ積込ミタル時ヲ以テ始マリ仕向

五條 被保險積荷ノ船舶其他ノ取扱ニ關シ船舶所有者同清潔者其他船長海員ノ

過失ニヨリ損害ヲ生ズルコトアラハ當會社ハ之ヲ填補スルノ責ニ任セズ

六條 損害ノ原因ナクシテ當時ノ時間内被保險積荷ノ船舶又ハ陸揚ナササルカ

七條 爲ニ損害ヲ生ズルコトアラハ當會社ハ之ヲ填補スルノ責ニ任セズ

八條 保險申込ニ際シ被保險積荷ヲ積込ムヘキ船舶ノ名稱未定ナルコトアルカ

九條 本契約ハ船舶ノ名稱及ヒ被保險者ハ其積荷ヲ積込ミタルコトヲ知リ

十條 積荷ノ本証券記載ノ船舶ヲ離レタル時以後ノ損害ヲ補填スルノ責ニ任セズ

十一條 積荷ノ本証券記載ノ船舶ヲ離レタル時以後ノ損害ヲ補填スルノ責ニ任セズ

十二條 積荷ノ本証券記載ノ船舶ヲ離レタル時以後ノ損害ヲ補填スルノ責ニ任セズ

十三條 積荷ノ本証券記載ノ船舶ヲ離レタル時以後ノ損害ヲ補填スルノ責ニ任セズ

十四條 積荷ノ本証券記載ノ船舶ヲ離レタル時以後ノ損害ヲ補填スルノ責ニ任セズ

十五條 積荷ノ本証券記載ノ船舶ヲ離レタル時以後ノ損害ヲ補填スルノ責ニ任セズ

十六條 積荷ノ本証券記載ノ船舶ヲ離レタル時以後ノ損害ヲ補填スルノ責ニ任セズ

十七條 積荷ノ本証券記載ノ船舶ヲ離レタル時以後ノ損害ヲ補填スルノ責ニ任セズ

十八條 積荷ノ本証券記載ノ船舶ヲ離レタル時以後ノ損害ヲ補填スルノ責ニ任セズ

十九條 積荷ノ本証券記載ノ船舶ヲ離レタル時以後ノ損害ヲ補填スルノ責ニ任セズ

二十條 積荷ノ本証券記載ノ船舶ヲ離レタル時以後ノ損害ヲ補填スルノ責ニ任セズ

二十一條 積荷ノ本証券記載ノ船舶ヲ離レタル時以後ノ損害ヲ補填スルノ責ニ任セズ

二十二條 積荷ノ本証券記載ノ船舶ヲ離レタル時以後ノ損害ヲ補填スルノ責ニ任セズ

二十三條 積荷ノ本証券記載ノ船舶ヲ離レタル時以後ノ損害ヲ補填スルノ責ニ任セズ

二十四條 積荷ノ本証券記載ノ船舶ヲ離レタル時以後ノ損害ヲ補填スルノ責ニ任セズ

二十五條 積荷ノ本証券記載ノ船舶ヲ離レタル時以後ノ損害ヲ補填スルノ責ニ任セズ

二十六條 積荷ノ本証券記載ノ船舶ヲ離レタル時以後ノ損害ヲ補填スルノ責ニ任セズ

二十七條 積荷ノ本証券記載ノ船舶ヲ離レタル時以後ノ損害ヲ補填スルノ責ニ任セズ

二十八條 積荷ノ本証券記載ノ船舶ヲ離レタル時以後ノ損害ヲ補填スルノ責ニ任セズ

二十九條 積荷ノ本証券記載ノ船舶ヲ離レタル時以後ノ損害ヲ補填スルノ責ニ任セズ

三十條 積荷ノ本証券記載ノ船舶ヲ離レタル時以後ノ損害ヲ補填スルノ責ニ任セズ

三十一條 積荷ノ本証券記載ノ船舶ヲ離レタル時以後ノ損害ヲ補填スルノ責ニ任セズ

第十二條 持明約アルニテハ、船務以外ノ危険ヲ擔保スルモ、但シ積荷ノ他本證券
 記載ノ船務以外ノ危険ヲ擔保スルモ、但シ積荷ノ他本證券
 再七積込ニシテ、積込ノ場所ノ甲板上ノ積込ニテハ、積込ノ積荷ノ他本證券
 第十三條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第十四條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第十五條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第十六條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第十七條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第十八條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第十九條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第二十條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第二十一條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第二十二條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第二十三條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第二十四條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第二十五條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第二十六條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第二十七條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第二十八條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第二十九條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第三十條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第三十一條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第三十二條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第三十三條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第三十四條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第三十五條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第三十六條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第三十七條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第三十八條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第三十九條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第四十條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第四十一條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第四十二條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第四十三條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第四十四條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第四十五條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第四十六條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第四十七條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第四十八條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第四十九條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第五十條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第五十一條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第五十二條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第五十三條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第五十四條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第五十五條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第五十六條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第五十七條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第五十八條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第五十九條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第六十條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第六十一條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第六十二條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第六十三條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第六十四條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第六十五條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第六十六條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第六十七條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第六十八條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第六十九條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第七十條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第七十一條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第七十二條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第七十三條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第七十四條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第七十五條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第七十六條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第七十七條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第七十八條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第七十九條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第八十條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第八十一條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第八十二條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第八十三條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第八十四條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第八十五條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第八十六條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第八十七條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第八十八條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第八十九條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第九十條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第九十一條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第九十二條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第九十三條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第九十四條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第九十五條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第九十六條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第九十七條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第九十八條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第九十九條 積込ノ積荷ノ他本證券
 第一百條 積込ノ積荷ノ他本證券

第七款 委付

保険に付したる目的物の損害甚しく殆んど全損に近き場合には被保険者は其の目的に付き有せる一切の権利を被保険者に譲與して保険金額の全部を請求するを得べし。之れ即ち委付 (abandonment) として、被保険者の一権利に屬す。我が商法は委付を行ひ得べき場合を左の如く定めたり。

- 一 船舶が沈没したるとき
 - 二 船舶の行方が知れざるとき
 - 三 船舶が修繕すること能はざるに至りたる時
 - 四 船舶又は積荷が捕獲せられたるとき
 - 五 船舶又は積荷が官の處分に依りて押收せられ六個月間解放せられざるとき
- 右は法定の場合に過ぎず。當事者は契約を以て適宜に取捨するを得。

第八款 保険料

海上保険料 (Premium) は海上保険契約の結果契約者の義務として支拂はざるべからざる料金にして、海上保険經營の基礎を爲すものとす。故に其の率は被保険者が擔保せる被保険物に付き生ずる損害を填補し、營業費を支辨し、更に多少の収益を當業者に剩すに足るの點に於て決定せら

委付

海上保険料

るゝを要す。従つて正確に之を算定せんとせば海上の保険に付き、綿密なる統計を作り、各種危険に就ても充分信憑すべき精細なる資料と事情とを参照して、毫も違算なきを期せざるべからず。然るに斯る算出は事實上頗る困難にして、當今内外斯業者の實際を見るも、其の數百年來の歴史的沿革を有するにも拘らず、皆唯所謂經驗上より之を割出すのみにして、毫も數學若くは統計を基礎とするものあるを聞かず。而も此の經驗より算出せる實際の保険料は大體に於て常に肯綮に當り、無意識的に、眞理を發きつゝあるのみならず需要供給の關係により、物價の如くに上下高低しつゝあるを見る。

思ふに海上の危険は頗る不規則に起るを以て、之を正確に統計するが如きは到底不可能の事に屬す。今其の然る所以を尋ねるに左の如し。

第一 危険の程度は場所を異にするにより非常の差違を生ず。

海上の危険に至大の關係ある暗礁、潮流、氣候、氣壓、乾濕、港灣の形狀等の事情が場 により同一ならざるは地理上明なる事實にして、甲の航路に於ける危険が乙の航路に於けるものと全く性質を異にするも亦當然の結果のみ。されば生命保険の基礎たる人類の死亡率が、同一國民間に在りては（否或る程度まで異人種間に於ても）何れの所に於ても殆んど同様の割合を示すに反

海上危険
の統計と
其の價値

し、海上保険の統計は異なりたる航路に於ては何等の價値をも有せざるべし。

第二 危険の程度は時を異にするにより非常の差違を生ず。

海上の危険は時と共に變化して止まず。概して之を謂へば、文明の進歩と共に、各種海事技術の進歩を來し、危険の程度、日に日に減少するの傾向を有す。即ち燈臺の設置造船術航海術の進歩等は、皆此の傾向を助くるものにして、爲に今日非常の危険を孕める海洋も、明日は安穩なる航路たるに至らん。之を彼の數十年若くは數百年に亘り同一歩調を保てる人の命數に比すれば、其の統計の價値に於て雲泥の差なき能はず。即ち彼は過去數十年に亘りて變ぜざるが故に直に未來數十年の指針となして大なる誤謬無きを得んも、之は年毎に變ずるを以て、過去の統計は變化多き未來に對して何等の意味無し。

第三 危険の程度は同一の時、同一の場所に於ても尙種々の差違を生ずるの事情多し。

即ち航路を一にせる船荷に對する危険の事情は又種々の事由により同一なる能はず。即ち船舶の構造、新舊、速力、積荷の性質、積込の方法、船長以下船員の技倆、その他諸種の事情異なるに從ひ、危険の程度同一ならず、故に此等より生ずる各種の危険を統計して直に其の航路の不動なる指針となすことは到底失當の誹を免れ難し。

以上述ぶるが如く海上保険に於ては危険の統計を基礎とし數理的に保険料を算出すること困難なり。然れども此の種の統計は絶對的に不必要に非ず、保険者の爲間接に有益の參考を供するは勿論の事なりとす。

保険料の唱方は英國に於ては保險價額百磅に對する割合を以てし、之を何「パーセント」と謂ひ我國にては百圓に付何程と定む。

第二節 海上保險業の經營

第一款 海上保險の手續

海上保險契約が締結されてより、消滅に歸する迄に經過する重要なる手續を略記すれば左の如し。

第一 海上保險の申込

海外に在りては海上保險周旋人 (Insurance broker) の制發達して、保險者と契約者との媒介に便すること大なりと雖も、我が國には未だ此の制備はらず、保險の申込は凡て依頼者と保險者との直接交渉に委せらる。即ち依頼者は保險會社若くは其の代理店に付き、豫め備へ付けある

海上保險
の手續

保險申込書 (Application note) に必要の事項を記入し、署名捺印の上差出すべし。而して其の記載事項は後に成立すべき契約の基礎を爲すものなれば、其の記入には慎重の注意を要するのみならず力めて眞實を告ぐべし。若し虚偽の申立をなせば契約無効に歸すべし。特に填補の種類、解中の危険擔保を希望するの有無等の明示は、一層緊要にして、其の他保險證券の法定事項たるべき保險の目的、保險價額及び金額、船舶、當事者氏名、年月日等皆明晰の表示を要す。尤も現今東京大阪等に於ける斯業の實際に就て見るに、何れも保險者より勸誘者を派して顧客を歴訪し、保險事項を一々手帳に控へを取り、申込書に代用することとなれり。

第二 被保險物件の検査

保險者申込に接するときには積荷の場合に於ては、即座に其の適否を判じて諾否を與ふべきも、船舶の場合に於ては通常其の指定したる検査員の検査を待ちて之を決す。

第三 保険料の支拂

保險者申込に應じて契約するときには即座に保険料を計算して之を請求すべし。然れども實際上即時拂の行はるゝは甚だ稀にして、多くは月末其の他豫め約定せる期間により、一括して之を支拂ひ、特に船舶保險の如き數回に分ちて之を支拂ふものとす。

現今我國に於ける積荷保険料は、一切正味を以て唱ふるも、従前に在りては何掛け、若くは何割引と稱し、所定率に多少の減額を行ふの慣習ありき。之を現場戻しと唱ふ、又年末に及び保険料支拂高の多少により顧客に對し五分乃至一割五分の割戻を爲すことあり之を期末戻しと謂ふ。

第四 海上保険證券の交付

保険料の支拂と同時に保険證券を交付す。(尤も保険料後拂の場合は此の限りに非ず)而して證券の員數は契約者の希望に依りて數枚に上ることあるも、其の場合には一通を正本となし他は皆副本となすべし。

第五 遭難手續

被保險物件遭難したるときは、契約者は、直に其の旨を保險者に通知せざるべからず。而して其の後に於ける手續は場合と目的物とにより固より同一ならざれども、荷積が遭難し、海損を被りたる儘到着港に着したるときは、荷受人は之を受取り、手入を爲すに先立ち、保險者又は其の代理人に通知して被りたる損害の程度に付き、認定を受け、後日の紛議を避くることに注意せざるべからず。而して此の損害の算定は被保險者と立會の上決定すべきものなるが、時に損害額に付意見の衝突なき能はず、此の衝突を避くるが爲海外に在りては専門の鑑定家 (Surveyor) に

業務の分擔

切を任すと雖も、我が國にては多く示談にて済すこととなり居れり。又共同海損の計算、共同海損單獨海損の判定等は夫々専門の技術に待たざるべからず。

第二款 業務の分擔

海上保險業の經營を便ならしむる業務分擔の方法は各社の便宜に任せて區々一定する所無し。今某會社の内規に従へば左の如き係別を爲せり。

全業務を分ちて營業課及び庶務課の二とす。

營業課は左の諸係より成る

- 一 貨物保險係 積荷の保險事務を司る
 - 二 船體保險係 船體の保險事務を司る
右二係は共に再保險をも司る
 - 三 辨償係 保險金填補に關する事務を司る
 - 四 外勤係 契約の勸誘を司る
 - 五 代理店係 内外代理店との一切の交渉を司る
 - 六 往復係 營業に關する文書の往復を司る
- 庶務課は左の諸係より成る
- 一 會計係

- 二 庶務係
- 三 往復係

第六章 火災保險業

第一節 火災保險の目的及び保険者の擔保すべき損害

火災保險の目的は左の如し。

火災保險の目的

第一 不動産的目的 營業所、住宅、工場、倉庫其の他の營造物を謂ふ。尤も危険多き家屋例へば劇場、燐寸製造場の如きは、保險者に於て之を忌避する傾あり。故に此等の所有者は相互保險を行ふ場合多し。

第二 動産的目的 建物中に存在する動産、即ち商品、器具、機械、什器、原料、收穫物、製品等は又火災保險の目的となる。尤も有價證券貨幣の如き貴重品及び特に危険性に富める物件は往々除外せらる。

此の他歐米諸國に於ては借家料、及び商品の見積利益をも保險に附すと謂ふ。

次に保險者の負擔すべき損害は左の如し。

負擔すべき損害

第一 次の二個の場合を除き其の原因の如何を問はず、火災より生ぜる一切の損害(商法四百十九條)

一 豫め特約を爲さざる場合に戦争其の他の變亂により生じたる火災(三百九十五條)

但し其の他の變亂とは一揆、地震の如きを謂ふものとす。

二 保險の目的の性質若くは瑕疵、其の自然の消耗又は保險契約者若くは被保險者の惡意若くは重大なる過失に因りて生じたる火災(三百九十六條)

第二 消防又は避難に必要な處分に因り保險の目的に付き生じたる損害(四百廿條)

第二節 火災保險料

今火災保險料が如何に決定せらるゝやを述ぶるに當りて、想起するは前に吾人が海上保險料率の制定に統計と數學を應用するの餘地少しと謂ひたることなり。火災保險に於ける統計及び數學應用の範圍は海上保險の如く狹隘なるものに非ずと雖も、之を生命保險に比すれば統計蒐集の困難甚しく、且つ危険及び損害の發生至りて不規則なるが故に、數理を以て精確に保險料を算定すること生命保險の如き程度迄進歩せず。斯界の専門家英人ヤング氏曰く、生命保險に比し火災保險料金算定の困難なる事情多々あるべきも(一)生命保險に於ては所謂全部損害のみを存ずるに

火災保険
料決定の
要素

拘らず、火災保険に在りては多くの一部損害を有すること(二)所謂無形的危険の多きこと(被
保険人の性質習慣如何より生ずる道徳的危険)(三)被保険物附近の事情により支配されるの甚し
きこと等は重なるものなりと、蓋し火災保険料を決定するに當り、其の要素の一部を爲すべき營
業費を暫く算外に措くときは少くとも左の如き要素を考慮せざるべからず。

第一 靜的要素 一國、一地方、若くは一國、一地方の一職業を單位とし之に對する保険料の
基礎を定むるには少くとも左の二の要素に據らざるべからず。

一 火災の豫定 (Probability of fire) 或る時期中一定數即ち百軒若くは千軒の家屋中實際火災に
罹るべき數を豫定することなり。

二 火災より生ずべき豫定損害 (Probable damage of fire) 實地火災により受けたる損害高を豫
定することなり。

右の二者は勢ひ確實なる火災の統計により之を算定するを要す。而も此等の統計を得るの困難
なる、從來政府の施設も差したる効果を與ふること無くして止みし程なり。

第二 動的要素 右の如くして保険料の大體の基礎を算定したる以上、危険の程度により相當
の加除鹽梅を施し、等級により料金の差別を附せざるべからず。

之に付きては少くとも左の如き要素を考慮すべし。

一 建物の構造によりて次第すれば、A、石造、煉瓦造、又土藏等、B、前者中構造稍劣れるも
の、C、木造(但し瓦葺と藁葺とあり)に分るべし。

二 外部の事情により、A、類焼の危険無き所、B、類焼の少き所、C、類焼の恐ある所等に分
つべし。

三 職業により、A、危険少きもの、B、危険の輕きもの、C、危険の重きもの、D、非常に危
険重きもの等に分つべし。

四 家屋内部の危険、即ち(一)點燈(二)暖爐(三)一般の秩序(四)住居者性質如何其他
の事情により種々の差等を生ずべし。

第七章 生命保險業

第一節 生命保險の語義及び種類

生命保險 (Life insurance) に廣狹二義あり、廣義に於ける生命保險とは物件に對する物件保

廣義の生
命保險

險と同様に人體に關する一切の危険を負擔する凡ての保險組織を指し、狹義の生命保險は勿論、疾病保險、災害保險、徴兵保險等を包含す。而して狹義の生命保險とは單に人の死亡生存を條件とする保險組織を謂ふ。

茲に所謂生命保險業とは即ち狹義に於ける生命保險を以て營業の目的と爲す者也。今生命保險の重なる種類を擧ぐれば左の如し。

第一 生存保險と死亡保險

生存保險とは被保險者契約に定めたる一定の年齢迄無事生存し得たるときに保險金の拂渡を受くるものにして、例へば二十歳受取結婚資金保險、六拾歳受取養老資金保險と云ふが如し。死亡保險とは死亡發生次第保險金の拂渡を爲す最も普通の方法を謂ひ、終身保險、定期保險の如き分科あり。又通例養老保險と稱するものは、生存保險と死亡保險を混同したる組織にして一定の年齢に達するときは勿論、其の前に死亡したるときにても保險金を支拂ふ方法なりとす。

第二 終身保險と定期保險

終身保險とは被保險者の全生涯に亘りて發生し得べき死亡を保險するものにして、定期保險は契約期間の一定の年月間に限り其の間に死亡したる場合にのみ責任を負ふ所の方法なり。

第三 定額保險と年金保險

之れ保險金拂渡の方法を標準として、區別せるものにして、定額保險とは保險金を一纏として一回に拂渡す所の方法を謂ひ、年金保險とは年々少額宛濟し崩しに拂渡す方法を謂ふ。

第四 一人保險と數人保險

被保險者の數一なると二以上なるとによりて、一人保險と數人保險の別あり。前者は我が國に行はるゝ普通の方法にして、後者は或は親子、或は夫妻或は組合員等相携へて保險に加入し、其の中の何れか一人が死亡したるときは他人に於て保險金の支拂を受くるが如し。英國の組合員保險の如きは其の著しき一例なれども未だ我が國に行はれず。

第二節 生命保險に關する技術

現今生命保險に關する技術頗る進歩し殊に其の基礎たる保險料の算定の如き、統計と數理とを遺憾無く應用して最も精確を期し得るの程度に達し、而も之に關する技術は保險事業の經營其のものより全然分離したる一個の専門を形成するに至りぬ。此の他特に斯業に固有なる技術として該保險業の會計、被保險者の身體選擇、代理店の經理等至大の注意を要するものありと雖も、茲

生命保険料

には唯生命保険料及び身體選擇に就き略述せんとす。

第一 生命保険料

生命保険料は保險經營上之を二種に分つを便とし、一を營業保險料とし他を純保險料とす。前者は保險業者が直接保險契約者より請求する料金にして實際の損害補填豫定割當額の外自家業務の報酬即ち營業利益をも算入したるもの也。然るに後者は單に保險の學理的技術に基き、算定せる純粹なる填補豫定割當額を謂ふ。而して此の兩者の差違は即ち附加保險料と稱するものにして、其の割合は場合により一ならざるも、通例純保險料の二割乃至四割の間であり、當業者の利益の外經營費用を見積りたるものなり。

純保險料の算出が一種の専門的技術に屬すると已に謂ふが如く、殊に死亡統計「プロバビリチ」金利計算等諸種の基礎的要素の蒐集攻究は最も忽にすべからざる所にして、此等により(一)死亡生殘表(二)豫定利率を調整せざるべからず。死亡生殘表は人類の死亡又は生存の豫定數を年齢別に表示するものにして、其の現今斯界の憑據となれるもの少からずと雖も「ハレー」「ドバルソー」英國十七生命保險會社の實驗表及び我が國藤澤博士の表等最も有名なりとす。次に豫定利率を説明せんに保險者の收得したる保險料は安全確實なる方法を以て相當の利殖を爲すが故に

豫め之を想定して保險料の算出に加除鹽梅を試みざるべからざるより、現今并に將來の金融事情重利計算、年金制度等種々の事情を参照して、一定の標準利率表を造らざるべからず。而して之れ前述の死亡生殘表と相待ちて、保險利率を構造するの要素となるなり。

第二 身體選擇

死亡保險を目的とする保險業者が被保險人を募集するに當りては、必ずや其の身體を鑑別選擇すべく、無條件にて加入を許すべからず。而して其の之を要する理由を尋ぬるに略左の二に歸するを得べし。

一 身體虛弱にして早死の明白なる者を加入するは不公平なり。

蓋し死亡保險は長命者の餘財を移して、夭死者の遺族に與へ、以て偶然なる人類の幸不幸を調和する社會的美制なれども單に外形より見るときは或る者は對償なくして不時の收入を得、或る者は長年に亘り不引合なる出金を強ひらるゝ等、大なる金銭的不公平を生ずと云ふべく、唯々社會上止むを得ざればこそ之を忍ぶべき次第なれば、保險者は常に公平無私の主義を守り、夭死の虞重大なる者を拒絶して、一般被保險者の負擔を輕からしむるに力めざるべからず。

二 保險經營上の必要より止むを得ざるものあり。

身體選擇

現時の保険料は社會全般の死亡統計を基とし、若くは比較的強壯者のみの加入せる保險會社の經驗を基とせるが故に、加入を被保險人の自由に任ずるときは死を恐れざる強壯者よりも、之を恐るゝ虚弱者の多く浸入し來りて死亡數豫定を超過し、收支償はざるべし。

而して現今身體選擇の方法に二種あり。第一は被保險者自身の選擇に委する方法にして、健康の保證と停止期間の設定に依りて、病弱者の加入を豫防す。健康の保證とは被保險者をして自己の無病健全なることを證言せしめ、其の虚欺なる場合には契約を無効ならしむるを謂ひ、停止期間の設定とは契約後壹年以内若くは二年以内に死亡したる者に保險金を支拂はざるが如き條件を以て契約を結ぶを言ふ。此等の方法は至りて簡略なりと雖も、確實を期し難きを以て、未だ一般に採用せらるゝに至らず。第二は醫師をして相手方の身體を診査せしむる普通の方法にして、或は普通の開業醫に之を囑托するあり、或は専務の醫師を常置するあり、會社の經濟と利害とにより一ならず。而して此の場合に於ても單に相手方の身體に付き現在の情況のみにより診査するを以て足れりとせず、遺傳、傳染病歴、職業、住居、生活の状態、嗜好、習慣等をも參照すべきものなり。

4

發行所

東京市神田區表神保町二番地
電話貯金口座東京一三〇八三五番

株式會社 同文館



| | | | |
|--------------|--------------------|---------------|------|
| 製本者 | 印刷者 | 發行者 | 著者 |
| 山次 | 鷺見 | 森山讓 | 內池廉吉 |
| 東京市神田區今小路一ノ一 | 東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地 | 東京市神田區表神保町二番地 | |

昭和六十六大明明明
和和正正治治治治
三三三三三三三三
年年年年年年年
十二六六二一六六
月月月月月月
十五十五十五十五
日日日日日日
收收收收收收
版版版版版版
二二第第第第
十十十十第第
四四八一一一
版版版版版版
行行行行行行

改訂商業學概論
定價金參圓四拾錢

| |
|-----|
| 78 |
| 74. |

終